

第7章 会則及び付則

A. 会則

1. 標準版単一及び準地区会則及び付則

理事会は、Exhibit A としてここに添付されている標準版会則及び付則を、単一及び準地区用として採用することを決議する。

2. 標準版クラブ会則及び付則

理事会は、Exhibit B としてここに添付されている標準版クラブ会則及び付則を、すべてのライオンズクラブ用として採用するとともに、理事会によって随時行われる改正も同様とすることを定め、独自の会則及び付則を持たないライオンズクラブはすべて本標準版を採用しなければならないことを決議する。

3. 標準版複合地区会則及び付則

理事会は、Exhibit C としてここに添付されている標準版複合地区会則及び付則を、すべての複合地区用として採用することを決議する。

4. 標準版の優越性

理事会は、それぞれの地区（単一、準、又は複合）会則及び付則には定められていないが、標準版（単一、準、又は複合）会則及び付則に定められている地区（単一、準、又は複合）の運営事項はすべて、標準版（単一、準、又は複合）会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言することを決議する。

理事会は、国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則には定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言することを決議する。

5. ライオンズ国際切手クラブ

1974年11月25日に承認された会則が、Exhibit D として添付されている。

6. ライオンズ国際交換ピン・クラブ

会則が Exhibit E として添付されている。

7. ライオンズ国際貨幣クラブ

会則が Exhibit F として添付されている。

8. ライオンズクラブ国際インターネットクラブ

会則が Exhibit G として添付されている。

EXHIBIT A

LA-4

標準版地区会則

第1条

名称

本組織の名称を〇〇地区とする。これ以降、「地区」とする。

第2条

目的

本地区の目的は、次の通りである。

- (a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本地区内で推進するため、運営機構を設ける。
- (b) 世界の人々との間に相互理解の精神を培い発展させる。
- (c) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (d) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
- (f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (g) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条

会員

本組織のメンバーは、ライオンズクラブ国際協会から結成の認証を受けた本地区内すべてのライオンズクラブとする。

本地区の境界線は次の通りとする。

第4条 - 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。



第2項 **名称及び紋章の使用**。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 **色**。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 **スローガン**。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。

第5項 **モットー**。モットーは、「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条 優越性

複合地区および国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに地区がそれを改正した場合を除き、地区は標準版地区会則及び付則に準拠するものとする。地区の会則及び付則と複合地区の会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存在する場合はいかなる場合も当該複合地区会則に準拠するものとする。地区会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存在する場合には国際会則及び付則に準拠するものとする。

第6条 役員及び地区キャビネット

第1項 **役員**。本地区の役員は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用された場合）、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計である。かかる各役員は、本地区におけるグッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でなければならない。

第2項 **地区キャビネット**。地区は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用された場合）、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計、並びに本会則及び付則の改正手順に従って改正されたキャビネット構成員選任の規定に含まれるその他のクラブ会員から成る地区キャビネットを構成する。

第3項 **地区キャビネットの選挙／任命**。地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーは、地区の年次大会において選出される。地区ガバナーは就任するまでに、キャビネ

ット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計を1人ずつ、地区内のリジョンごとに1人のリジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーンごとに1人のゾーン・チェアパーソン、守衛官、並びに地区キャビネットに含まれるその他のクラブ役員を任命する。

第4項 **解任**。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区キャビネット全構成員の3分の2以上の賛成投票によって解任できる。

第7条 地区大会

第1項 **開催日時及び場所**。地区の年次大会は、毎年国際大会の少なくとも30日前までに終了するように、前年の地区年次大会の代議員によって定められた場所において、地区ガバナーが定める日時に開催される。その地区が所属する複合地区の年次大会に出席し、大会登録をした代議員の会合を、その地区の年次大会とみなすことができる。

第2項 **クラブ代議員の算出方法**。ライオンズクラブ国際協会及び地区（単一又は準及び複合）においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10名ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠代議員1人を地区（単一又は準及び複合）の年次大会に出席させる権利を有する。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を投ずる権利を持つ。ほかに別の規定がない限り、いかなる議題についても、投票した代議員の過半数の賛成投票が大会の決議となる。有資格の代議員はすべて、本地区におけるグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時まで滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

第3項 **定足数**。大会のいかなる会合においても、大会登録をした代議員の過半数の出席を定足数とする。

第4項 **特別大会**。地区キャビネットの3分の2の投票により、地区を構成するクラブの特別大会を、地区キャビネットが決定する日時及び場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会開催日の30日前までに終了していなければならない。そのような特別大会は地区ガバナー、第一副地区ガバナー、あるいは第二副地区ガバナーの選挙を行うために開かれてはならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、地区キャビネット幹事によって、かかる特別大会開催日の遅くとも30日までに地区内の各クラブに対して行われなければならない。

第8条 地区紛争処理手順

A. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ境界線、地区（単一又は準）会則及び付則又は地区キャビネット（単一又は準）によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足できないその他すべてのライオンズ地区(単一又は準) 内の問題に関して、地区(単一又は準) 内のクラブ間、又は地区（単一又は準）内のクラブと地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

B. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるいずれのライオンズクラブ（“抗議申立人”）も、文書により地区ガバナーに対して、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに対して本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法律部に提出する。抗議申し立ては、かかる要請の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立てがクラブの全会員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われる US\$750.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$325.00 が抗議申立人に返還されると共に、US\$325.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$650.00 が抗議者に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US\$650.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。

本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

C. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから 10 日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。その際に写しを法律部に送る。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

D. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停人の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

E. 調停者の選出

抗議申し立て後 15 日以内に、各当事者は各々中立の調停者を 1 人選出し、選出された調停者は全員で、議長を務める中立の調停者を 1 人選出する。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。選出された各調停者は、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であるライオンズ指導者（できれば元地区ガバナー）であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間以内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の選出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を 1 人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている地区（単一又は準）外のグッドスタンディング・クラブの会員 1 人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている地区（単一又は準）、又は周辺の地区（単一又は準）のうち最も近い地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本 E 項において規定されている期限は、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、あるいは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

F. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に文書によって裁定を行わなければならない、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定を記載する文書には、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、調停者全員が署名し、その写しが当事者全員及び地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーのほか、ライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある。

第 9 条 改正

第 1 項 **改正手順**。地区大会において、地区大会の会則及び付則委員会の改正案が投票者の 3 分の 2 の賛成投票を得た場合にのみ、本会則は改正される。

第 2 項 **自動更新**。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第 3 項 **通知**。年次大会開会日の 30 日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われぬ。

第 4 項 **発効日**。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

付則

第 1 条 第二副会長 及び 国際理事候補の指名及び推薦

第1項 推薦手順。国際会則及び付則の規定に従い、地区大会において国際理事又は第二副会長候補として推薦を求めるライオンズクラブ会員は、下記を行わなければならない。

- (a) 推薦が票決される地区大会の30日前までに、推薦を求める旨の文書を、地区ガバナー並びに、複合地区内の準地区の場合は複合地区協議会幹事兼会計宛てに郵送又は持参する。
- (b) 候補者の資格に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を、この文書に添えて提出する。

第2項 指名。地区ガバナーは、各立候補者の届け出を、直ちに大会の指名委員会に送る。同委員会はこれを考察し、国際会則及び付則に従い、必要に応じて資格に関する追加の証拠を候補者から入手し、国際会則及び付則の条件を満たしている者を、それぞれの大会で候補者として指名する。

第3項 支持演説。各候補者のためには、3分以内の支持演説が1回許可される。

第4項 投票。推薦に関する投票は、投票用紙を用いて無記名で行う。ただし、候補者が1人だけ指名された場合は、発声投票を行うことができる。過半数の票を得た者が、その地区及び大会の候補者として推薦された(選ばれた)ものとみなされる。同点得票者が出た場合、あるいは必要な過半数得票者を1人出すことができなかつた場合には、1人が過半数の票を獲得するまで、投票を繰り返す。

第5項 推薦証明。それぞれの大会の推薦証明書は、国際会則及び付則の規定に従って、指定された地区役員が、国際本部(並びに、この地区が複合地区に属する準地区の場合には複合地区協議会)に、文書にて送る。

第6項 有効性。本地区内ライオンズクラブのいかなる候補者の地区推薦も、本条項の規定に沿っていない限り、無効となる。

第2条 地区推薦、選挙及び任命

第1項 指名委員会。各地区ガバナーは、5人以下の構成員から成る指名委員会を任命し、準地区大会の少なくとも60日前にその旨を文書で各委員に通知しなければならない。委員は地区内の異なるグッドスタンディング・クラブのグッドスタンディングの会員とし、任命された時、地区又は国際協会のいかなる役員でもあってはならない。

第2項 地区ガバナー選挙手順。地区内の有資格クラブ会員で地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。立候

補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。

第3項 第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。地区内のクラブ会員で第一又は第二副地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。各候補者のためには、5分以内の推薦演説1回と、3分以内の支持演説1回が許される。

第4項 投票。選挙は、投票用紙を用いて無記名で行わなければならない。候補者が1人又は複数いる場合であっても、当選者としてみなされるためには、候補者は、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。このような選挙における過半数とは、白紙及び棄権票を除く有効投票総数の2分の1以上を意味する。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

第5項 地区ガバナー空席。地区ガバナー職が空席となった場合には国際会則及び付則の規定に従って空席を補充する。その場合、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計（又はキャビネット幹事兼会計）、並びに地区ガバナー名誉委員会構成員は、前地区ガバナーが定める日時及び場所で会議を開き、国際理事会に推薦する後任者を選ぶ。（この会則及び付則の終わりにある別紙Bを参照する）

地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは:

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員として全期又は過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員として2年間又はその過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

第一副地区ガバナーはその職を全期務め終え、地区ガバナー職の空席補充者には有資格の他のライオンを考慮することが奨励される。

第6項 第一及び第二副地区ガバナー並びにその他の役職の空席。地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー職の空席を除く、いかなる役職に空席が生じた場合にも、その役職の残る任期の後任者は、地区ガバナーが任命する。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際会則及び付則に沿った現存のキャビネット構成員並びに地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが召集する。残る任期の第一又は第二副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。空席を埋めるに当たり、この会議に出席するよう案内状を出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにその任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同ガバナーの責任である。議長は、会議の結果を7日以内に国際本部に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員には、選びたいライオンに対して1票を投ずる権利が与えられる。

第一又は第二副地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは:

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 第一又は第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員として全期又は過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員として全期又は過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

第7項 リジョン/ゾーン・チェアパーソンの資格。リジョン・チェアパーソン及びゾーン・チェアパーソンは、下記条件を満たさなければならない。

- (a) それぞれのリジョン又はゾーンのグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンに就任するまでに、ライオンズクラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、ライオンズクラブ理事会メンバーを更に2年以上務めた。

第8項 リジョン/ゾーン・チェアパーソンの任命/選出。地区ガバナーは、就任する時までに、地区内のリジョンごとにリジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）を1人、ゾーンごとにゾーン・チェアパーソンを1人任命する。

第9項 リジョン/ゾーン・チェアパーソンの空席。リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンがそれぞれのリジョン又はゾーン内のクラブ会員でなくなった場合には、その任期は停止され、地区ガバナーは後任者を任命する。ただし、地区ガバナーは自らの裁量で、残る任期の間リジョン・チェアパーソン職を用いないことにしてもよい。

第3条 地区役員／キャビネットの任務

第1項 **地区ガバナー**。国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 会員増強及び新クラブ結成を監督し、推進する。
- (b) クラブ及び地区のレベルにおける指導力育成を監督し、推進する。
- (c) ライオンズクラブ国際財団、及び協会のすべての奉仕活動を推進する。
- (d) キャビネット会議、大会その他の地区会議で議長を務める。地区ガバナーが議長を務められない場合には、その期間中、第一又は第二副地区ガバナーが議長を務めるものとし、それが不可能な場合には、出席している会員によって選ばれた地区役員が、議長を務める。
- (e) クラブ間の協調を図る。
- (f) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。
- (g) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが年に1度地区ガバナーもしくは他の地区役員による訪問を受けると共に、クラブを訪問した役員が各訪問毎に訪問報告書を国際本部に提出することを確実にする。
- (h) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。
- (i) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (j) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。
- (k) 「地区ガバナー必携」その他を通して国際理事会が要求する任務を遂行する。

第2項 **第一副地区ガバナー**。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役および代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- a. 協会の目的を推進する。
- b. 地区ガバナーから割り当てられる運営任務を果たす。
- c. 国際理事会から要求されるその他の任務を果たす。
- d. キャビネット会議に出席し、地区ガバナーが不在の際には会議の議長を務めると共に、必要に応じて協議会会議に出席する。
- e. 地区内クラブの強みと弱みの評価、存在する弱体クラブや弱体化の可能性のあるクラブの見極め、そしてそのようなクラブの強化に向けた計画の策定において、地区ガバナーに助力する。
- f. 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。

- g. 地区のグローバル会員増強チーム(GMT)と地区ガバナーチームとの間の連絡係を務め、地区ガバナー、第二副地区ガバナー、他のグローバル会員増強チームメンバーと共に地区グローバル会員増強チームの一員として積極的に地区全体の会員増強計画を策定・実施する。
- h. 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、グローバル指導力育成チームと協力し、地区全体の指導力育成計画を作成・実施する。
- i. 地区大会委員会と連携し、年次地区大会の計画および開催において同委員会に助力すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。
- j. 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。
- k. 地区予算作成を含む、翌年度の計画策定に参加する。
- l. 地区ガバナーの任務について精通し、万一地区ガバナー職に空席が生じた場合には本付則および国際理事会により採用された手続きに従って空席が補充されるまで、地区ガバナー代理として同役職の任務および責任を引き受ける準備が十分整っているようにする。

第3項 **第二副地区ガバナー**。第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区の運営補佐役および地区ガバナーの代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) 地区ガバナーから割り当てられる運営任務を果たす。
- (c) 国際理事会から要求されるその他の任務を果たす。
- (d) キャビネット会議に出席し、地区ガバナーが不在の際には会議の議長を務めると共に、必要に応じて協議会会議に出席する。
- (e) 地区内クラブの状態を把握し、月例クラブ口座一覧表を確認し、地区に存在する弱体クラブやその可能性のあるクラブの識別および強化において地区ガバナーと第一副地区ガバナーに助力する。
- (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。
- (g) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
- (h) 地区のグローバル指導力育成チーム(GLT)と地区ガバナー・チームとの間の連絡係を務め、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、他のグローバル指導力育成チームメンバーと共に地区グローバル指導力育成チームの一員として積極的に地区全体の指導力育成計画を策定・実施する。
- (i) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チームと協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。
- (j) 地区 LCIF コーディネーターと連携し、LCIF に関する情報や資料の定期的な配布を通じて LCIF に対する理解と支援を高めることにより年間の目標を達成できるよう、同委員会に助力する。
- (k) 地区情報テクノロジー委員会と連携し、情報入手、報告書提出、クラブ用品購入等を目的としたクラブ及び会員による協会のウェブサイト及びインターネットの活用を促進するにあたり、委員会を支援する。
- (l) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。

- (m) 地区予算を含む、翌年度の計画策定において地区ガバナー、第一副地区ガバナー、ならびにキャビネットに助力する。
- (n) 地区ガバナーの任務について精通し、万一地区ガバナー及び第一副地区ガバナーの役職に空席が生じた場合には本付則及び国際理事会により採用された手続きに従って空席が補充されるまで、地区ガバナー代理又は副地区ガバナー代理として当該役職の任務及び責任を引き受ける準備が十分整っているようにする。

第4項 **キャビネット幹事兼会計**。地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) 役職に伴って課せられる任務を遂行する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。
 - 1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後5日以内に、その写しを各キャビネット構成員及び国際協会本部に送る。
 - 2) 準地区大会の議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。
 - 3) 地区ガバナー又はキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。
 - 4) 準地区内の会員及びクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
 - 5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。
 - 6) 正確な会計帳簿その他の記録、並びにキャビネット会議及び準地区会合の議事録を作成及び保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（又はその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナー又はキャビネットの指示に従って、必要な帳簿及び記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。
 - 7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実な職務遂行を保証するために、指定額の保証金を積む。
 - 8) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (c) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。
- (d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、(b)に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

第5項 **リジョン・チェアパーソン**（この役職が地区ガバナー任期中に活用された場合）。リジョン・チェアパーソンは、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンに割り当てる地区委員長の活動を監督する。

- (c) 地区 GMT コーディネーターと連携し、新クラブ結成及び弱体クラブ強化において積極的役割を果たす。
- (d) 任期中に少なくとも1回ずつ、リジョン内各クラブの例会に出席し、地区ガバナー並びに地区 GMT コーディネーター及び地区 GLT コーディネーターにその報告をする。
- (e) 任期中に少なくとも1回ずつ、リジョン内各クラブの理事会定例会議に出席し、地区ガバナー並びに地区 GMT コーディネーター及び地区 GLT コーディネーターにその報告をする。
- (f) リジョン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう、努力する。
- (g) ゾーン内のクラブにクラブ向上プロセス（CEP）を推進し、ゾーンでのプログラム実施に向けて地区 GMT コーディネーター、地区 GLT コーディネーター、及び地区ガバナー・チームと協力する。
- (h) 地区 GLT コーディネーターと連携し、ゾーン、地区、複合地区で提供される指導力育成の機会についてゾーン内のライオンズに知らせ、指導力育成の取り組み支援において積極的役割を果たす。
- (i) 少なくとも、リジョン内のクラブに割り当てられた数の代議員全員を国際大会及び地区（準及び複合）大会に派遣して、大会参加を促進する。
- (j) 地区ガバナーに委任された場合には、クラブを公式訪問してチャーターナイトや例会に出席する。
- (k) その他、地区ガバナーがその時々々に要求する任務を果たす。

更に、リジョン・チェアパーソンは、「リジョン・チェアパーソン必携」及びその他を通して国際理事会が要求する他の任務を遂行する。

第6項 **ゾーン・チェアパーソン**。地区ガバナー及び(又は)リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) ゾーン内で組織される地区ガバナー諮問委員会の委員長を務め、同委員会々議で議長を務める。
- (c) 地区 GMT コーディネーター、GLT コーディネーター、及び地区ガバナー・チームを特別ゲストとして地区ガバナー諮問委員会会議に招き、会員増強及び指導力育成のニーズについて、さらに各チーム及び地区ガバナー・チームがゾーン内の会員増強及び指導力育成をいかに支援できるかについて討議するよう努める。
- (d) 地区ガバナー諮問委員会会議の報告書を作成し、会議後5日以内にライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、地区 GMT コーディネーター、地区 GLT コーディネーター、並びにリジョン・チェアパーソンに送付する。
- (e) ゾーン内のクラブにクラブ向上プロセス（CEP）を推進し、ゾーンでのプログラム実施に向けて地区 GMT コーディネーター、地区 GLT コーディネーター、及び地区ガバナー・チームと協力する。

- (f) 地区 GMT コーディネーターと連携し、新クラブ結成に積極的な役割を果たすと共に、ゾーン内全クラブの運営及び活動状況について精通する。
- (g) 地区 GLT コーディネーターと連携し、ゾーン、地区、複合地区で提供される指導力育成の機会についてゾーン内のライオンズに知らせ、指導力育成の取り組み支援において積極的役割を果たす。
- (h) 地区、複合地区協議会議長、国際協会との間に生じた問題に関して、ゾーン内の各クラブを代表する。
- (i) ゾーン内における地区、複合地区、国際協会の事業の進展状況を監督する。
- (j) ゾーン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう、努力する。
- (k) 少なくとも、ゾーン内のクラブに割り当てられた数の代議員全員を国際大会及び地区（準及び複合）大会に派遣して、大会参加を促進する。
- (l) 任期中に少なくとも1回ずつ、ゾーン内各クラブの例会に出席し、特に弱体クラブに関して、リジョン・チェアパーソンに報告をする。（地区ガバナーに写しを送る）
- (m) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。

第7項 **地区ガバナー・キャビネット**。地区ガバナー・キャビネットは、次の任務を果たす。

- (a) 地区ガバナーがその任務を遂行し、準地区内のライオンズム高揚のために運営計画及び方針を策定するに当たって、ガバナーを補佐する。
- (b) クラブおよびゾーンに関する報告と勧告を、リジョン・チェアパーソン又は任務を割り当てられた他のキャビネット構成員から受け取る。
- (c) キャビネット会計による会費徴収を監督し、その資金の貯蓄機関を指定し、地区運営業務に係る妥当なすべての経費支払いを承認する。
- (d) キャビネット幹事及び会計の保証金額を定め、その保証金を出す会社を確保して承認する。
- (e) 年に2回又は更に頻繁に、キャビネット幹事及びキャビネット会計（又は、幹事兼会計）から準地区の財務報告書を受け取る。
- (f) キャビネット幹事、キャビネット会計、又は、キャビネット幹事兼会計の記録及び帳簿の監査手配をし、地区ガバナーの承認を受けて、会計年度中に開かれるキャビネット会議の具体的な日時及び場所を定める。

第8項 **守衛官**。守衛官は、各大会及び会合において秩序と品位を保ち、**最新版ロバート議事規則**で定められている守衛官のその他の任務を遂行する。

第4条 地区委員会

第1項 **地区ガバナー諮問委員会**。各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェア

パーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会后 90 日以内に第 1 回会議を開き、第 2 回会議は 11 月に、第 3 回会議は 2 月又は 3 月に、第 4 回会議は複合地区大会の約 30 日前に開く。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。

第 2 項 地区ガバナー名誉委員会。地区ガバナーは準地区内クラブのグッドスタンディングの会員である元国際役員から成る地区ガバナー名誉委員会を設けることができる。この委員会は、地区ガバナーが招集する時に会議を開く。地区ガバナー名誉委員会は、地区ガバナーの指示に従って、地区内の調和を推進する。本委員会の委員長は、地区ガバナーの要請があれば、キャビネット会議に出席する。

第 3 項 地区キャビネットの委員会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要なかつ適切と判断した場合には、その他の委員会及び（又は）委員長を設置し、任命することができる。このような委員会の委員長は、地区キャビネットの投票権のない構成員とみなされる。

第 5 条 会議

第 1 項 地区キャビネット会議。

- (a) 定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに 1 回ずつ開かれるものとし、第 1 回会議は、国際大会閉会后 30 日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の 10 日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (b) 特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の 5 日から 20 日の間に、文書（手紙、電子メール、ファックス、電報を含む）で各キャビネット構成員に送らなければならない。
- (c) 定足数。キャビネット構成員の過半数の出席をもってキャビネット会議の定足数に達したとみなされる。
- (d) 投票。地区キャビネット構成員全員に投票権が与えられる。

第 2 項 代替会議形式。地区キャビネットの定例会議又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。

第 3 項 郵便による業務処理。地区キャビネットは、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により業務処理を行うことができる。ただし、全キャビネット構成員の 3 分の 2 の書面による賛成が得られない限り、そのような行為はいかなるものも有効とはならない。このような行為は、地区ガバナーまたは地区役員のいずれか 3 人により提議することができる。

第 4 項 リジョン及びゾーン。

- (a) 構成。国際協会のために最善であると地区ガバナーが判断した場合、地区ガバナーの決断のみによって、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、16 以下及び 10 以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8 以下及び 4 以上のクラブを持つゾーンに分ける。
- (b) リジョン会議。リジョン内の全クラブ代表者の会議は、リジョン・チェアパーソン(地区ガバナー任期中に活用された場合)、又は地区ガバナーが指名する他の地区キャビネット構成員を議長として、各リジョン・チェアパーソンが定める日時及び場所で会計年度内に開かれる。
- (c) ゾーン会議。ゾーン内の全クラブ代表者の会議は、ゾーン・チェアパーソンを議長として、会計年度中ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所で会計年度内に開かれる。

第 6 条 地区大会

第 1 項 **大会開催地の選択**。地区ガバナーは、次の年次大会招致を希望する場所から文書による招致の希望を受け付ける。その文書には地区ガバナーが要求する情報が記され、その大会開催地を票決する大会開会日の 30 日前までに、地区ガバナーに提出されていなければならない。入札に関する調査の方法、入札の申し出を大会に提出する方法、入札を承認できないか入札がない場合にとるべき措置などについては、地区ガバナーが決定する。

第 2 項 **公式通達**。地区ガバナーは、決定している年次地区大会開催日の 30 日前までに、その大会の開催場所及び日時が明記された文書による年次地区大会公式通達を交付しなければならない。

第 3 項 **開催地の変更**。地区キャビネットは、正当な理由があれば前回の地区大会で決まった大会開催地をいつでも変更する権限を持つ。ただし、大会開催地は地区内になければならない。地区、地区役員、地区キャビネットのいかなる構成員も、地区内のクラブ又はクラブ会員に対して、その変更に関するいかなる責任も問われない。大会開会日の 60 日前までに、文書による開催地変更の通知が地区内の各クラブに送付されなければならない。

第 4 項 **役員**。地区キャビネット構成員は、地区年次大会の役員となる。

第 5 項 **守衛官**。大会の守衛官及び必要な場合その助手は、地区ガバナーにより任命される。

第 6 項 **公式報告**。キャビネット幹事は、各単一及び準地区大会閉会后 60 日以内に、完全な大会議事録をライオンズクラブ国際協会に提出し、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。

第7項 **資格証明委員会**。地区大会の資格証明委員会は、地区ガバナーを委員長とし、キャビネット幹事兼会計並びに、地区ガバナーに任命され、地区役員ではない2人の会員で構成される。資格証明委員会は、**最新版ロバート議事規則**で定められている権限を持ちその任務を遂行する。

第8項 **大会議事次第**。地区ガバナーが地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期の全ての行事日程となる。

第9項 **各種地区大会委員会**。地区ガバナーは、次のような地区大会委員会を任命し、委員長を指名し、欠員を補充する。決議委員会、選挙委員会、会則及び付則委員会、規則委員会、国際大会委員会。各リジョンからは、少なくとも1人の会員を各委員会に入れる。これらの委員会は、地区ガバナーが定める任務を遂行する。

第7条 地区資金

第1項 **大会費**。地区大会の登録料の代わりに、或いはこれに加えて、地区内各クラブの各会員は、年額〇〇円の地区大会費を支払うものとし、新しく結成又は再編成されたクラブを除いて各クラブは、これを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ9月1日及び3月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。会計年度中に新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、その会計年度の大会費を、結成月の翌月1日から月割り計算して徴収し、支払う。

キャビネット幹事又はキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）がこの大会費を各クラブに請求し、徴収した上で、徴収した資金を地区ガバナーが定めた銀行又はその他の貯蓄機関に、他の資金と切り放して預金する。こうして徴収された資金は、地区大会用のみに使用される。大会経費は、キャビネット会計が署名し、地区ガバナーが連署した小切手をもって支払われる。

第2項 **残った資金**。その年度の大会経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、大会基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の大会経費支払いに使われる。

第3項 **代金の徴収**。大会の際の食事、余興などの実費を支払うため、地区ガバナーが定めた方法により、各代議員、補欠、その他の大会参加者から地区ガバナーが定めた代金を徴収することができる。

第8条 地区運営資金

第1項 地区収入。承認された地区の事業に充てる収入を得るため、また地区運営費用の支払いに充てるため、地区内の各クラブの各会員は、年間〇〇円の地区会費を納入するものとし、各クラブはこれを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分地区運営費1人〇〇円を9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分地区運営費1人〇〇円を3月10日に支払う。請求はそれぞれ7月1日及び1月1日のクラブ会員数に基づいて行われる。地区内の各クラブはこの地区運営費を、キャビネット幹事又はキャビネット会計（もしくは幹事兼会計）に支払う。ただし、新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、地区運営費を結成又は再編成の翌月1日から月割り計算した金額を支払う。この地区運営費は地区運営の費用にのみ充てられ、地区ガバナーのキャビネットの承認によってのみ支払われる。地区運営経費は、キャビネット会計が署名し、地区ガバナーが連署した小切手をもって支払われる。

第2項 残った資金。その年度の地区運営経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、地区運営基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の地区運営経費支払いに使われる。

第9条 その他

第1項 地区ガバナー経費 - 国際大会。地区ガバナーの国際大会参加の費用は地区運営費とみなされ、その費用は、ライオンズクラブ国際協会の一般経費払戻し方針監査規定と同じ基準に基づいて地区が支払うものとする。

第2項 財政上の債務。地区ガバナー及びキャビネットは、いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を負ってはならない。

第3項 キャビネット幹事兼会計の保証金。キャビネット幹事兼会計及び署名の権限を与えられた者は、地区ガバナーのキャビネットによって承認された額を保証金として積むものとし、そのためにかかる費用は運営費から出す。

第4項 帳簿の会計監査又は検査。地区ガバナーのキャビネットは、毎年1回あるいは更に頻繁に、キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）の各種記録及び帳簿の監査又は検査を手配する。

第5項 報酬。キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）を除くいかなる役員も、役員として行った本地区への奉仕に対して、報酬を受けてはならない。キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項 会計年度。本地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第7項 **議事規則**。本会則及び付則で別に定められているか、会合のために採用された議事規則で定められている場合を除いて、地区の会合又は大会、地区キャビネット会議、リジョン会議、ゾーン会議、クラブ例会、あるいはその他のいかなるグループ又は委員会の会合における会議進行に関するいかなる疑問も、**最新版ロバート議事規則**に従って処理される。

第10条 改正

第1項 **改正手順**。地区大会において、地区大会の会則及び付則委員会が改正案を提案し、投票者の過半数の賛成投票があった場合にのみ、本付則は改正される。

第2項 **自動更新**。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 **通知**。年次大会開会日の30日前までに改正案が文書で各クラブに送付され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 **発効日**。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

別紙 A

開催手順見本

本開催手順見本はあくまで指針であり、地区キャビネットが変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。

〇〇地区大会

第1 地区ガバナーが、地区大会の議事進行次第を定めるものとする。登録及び資格証明の受付時間は変えることができないが、それ以外の公表済み議事進行次第については、定足数を満たしているどの会議でも、資格証明済み代議員の4分の3が同意すれば、変えることができる。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数が満たされたものとする。

第2 ライオンズクラブ国際会則及び付則、〇〇地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第3

- (a) 資格証明委員会は、委員長を務める地区ガバナー、キャビネット幹事及び(兼)会計、並びに地区ガバナーが任命する2人の地区役員以外の者で、構成される。ただし、地区ガバナーは、委員会の他のメンバーを委員長として指名することができる。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。この責任を遂行するにあたり、資格証明委員会は、国の慣例や習わしで決まっているか、最新版ロバート議事規則に設けられている権限をもち、それによって任務を果たすものとする。
- (b) 代議員の登録及び資格証明受付は、〇〇月〇〇日の〇〇時から〇〇時までである。
- (c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第4

- (a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に地区ガバナーは、3人のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ5日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。
- (b) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第5 代議員及び補欠代議員の交代。

- (a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書の写しを、交代する相手の会員に譲らなければならない。
- (b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。

きる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第6 大会で選ばれる地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、その他役員の候補者推薦又は支持の演説は、候補者1人につき〇〇分を超えないものとする。

第7

- (a) 大会に先立ち、地区ガバナーは3人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを1人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。
- (b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。
- (c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第8 投票。

- (a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。
- (b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。
- (c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なものとみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。
- (d) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナーの選出には、過半数の投票を必要とする。過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙において過半数の得票がなかった場合には、空席が生じるものとし、国際付則第9条6項(d)が適用されなければならない。
- (e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

別紙 B

地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議での手順

第1 地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際本部からの通知を受け次第、前地区ガバナー、又は前地区ガバナーにこの任務遂行が不可能な場合には最も近年に役を務

め、この任務遂行が可能である元地区ガバナーが、国際理事会の任命を受けるライオンの推薦を目的に、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、幹事及び会計又は幹事兼会計のほか、その地区内正クラブのグッドスタンディングの会員である元国際会長、元国際理事、元地区ガバナーの全員の会議を開く責任を持つ。

第2 通知を受けてから**15日以内**という規定に沿って会議を開けるよう、できるだけ早く、文書による会議通知を送らなければならない。会議の議長として前地区ガバナーが開催地と開催日時を決める権限を持つが、中央に位置する開催地を選ぶよう全力を尽くし、**15日**という限度以内で都合の良い日時に会議を予定するべきである。

第3 議長は、文書による出席者名簿を作る。

第4 出席する権利のあるライオンズは、自分が選びたい人をそれぞれ**1人**、席上で指名推薦することができる。

第5 推薦された人は、それぞれ**1人**だけの支持者に長さ**3分以内**の支持演説をしてもらうことができ、更に**5分間**、自分で演説をすることができる。演説をする機会がどの被推薦者にも与えられた後、議長は推薦締切りを宣言する。推薦締切り後には、いかなる推薦も受け付けることはできない。

第6 投票。

- (a) 推薦締切りの直後に、投票を行う。
- (b) 出席者の過半数が他の投票方法を選ばない限り、投票用紙を使って投票を行う。
- (c) 出席者は、選びたい人の氏名を記入して投票する。**1人**を超えた人数の候補者名が記入された投票用紙は無効になる。
- (d) 地区ガバナーとして任命される人を推薦するには、過半数の票数が必要である。いずれか**1人**の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には**1人**の候補者が単純多数の票を獲得するまで、本第**6**項で説明されている通りに投票を繰り返す。

第7 議長は会議終了後、ただしいかなる場合にも会議終了後**7日以内**に、会議の通知送付と出席状況の証拠と共に、文書による投票の結果を国際本部に送る。

第8 国際理事会は、特別会議で決まった推薦を国際付則第**9**条**6**項 (a) 及び (d) に従って検討するが、この推薦には拘束されない。国際理事会には、残る任期を務める地区ガバナーとして、推薦された人を任命するか、あるいは他のクラブ会員を任命する権利がある。

手順要約

地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議

1. 国際本部が、地区ガバナーとして任命を受けるライオンを推薦するために特別会議を開くよう、地区に通知した。
2. 前地区ガバナーが、特別会議開催の通知書を用意する。地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、幹事及び会計又は幹事兼会計のほか、地区内正クラブのグッドスタンディングの会員である元国際会長、元国際理事、元地区ガバナーの全員に、この通知書を送る。通知書には会議開催の日時と場所が記記載されていなければならない。
3. 議長は、会議の出席者名簿を作る。
4. 出席者が席上で、指名推薦をする。推薦された人は、それぞれ5分間演説することができ、更に3分間、支持演説をしてもらうことができる。
5. 指名推薦締切り直後に、投票を始める。出席者の過半数が他の投票方法を選ばない限り、投票用紙を使って投票を行う。
6. 推薦のためには、出席して投票した人の過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が単純多数の票を得なかった場合には、本手順に従って投票を繰り返す。
7. 議長は会議終了後、投票の結果を国際本部に知らせる。

別紙 C

第一又は第二副地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議での手順

第1 第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際会則及び付則に沿った現存のキャビネット構成員並びに地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが召集する責任を持つ。残る任期の第一又は第二副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。

第2 空席を埋めるに当たり、この会議に出席するよう案内状を出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにこの任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同ガバナーの責任である。会議の議長として地区ガバナーが開催地と開催日時を決める権限を持つが、最善を尽くして中央的な開催地を選び、都合の良い日時に会議を予定するべきである。

第3 議長は、文書による出席者名簿を作る。

第4 出席する権利のあるライオンズは、自分が選びたい人をそれぞれ1人、席上で指名推薦することができる。

第5 推薦された人は、それぞれ1人だけの支持者に長さ3分以内の支持演説をしてもらうことができ、更に5分間、自分で演説をすることができる。演説をする機会がどの被推薦者にも与えられた後、議長は推薦締切りを宣言する。推薦締切り後には、いかなる推薦も受け付けることはできない。

第6 投票。

- (a) 推薦締切りの直後に、投票を行う。
- (b) 出席者の過半数が他の投票方法を選ばない限り、投票用紙を使って投票を行う。
- (c) 出席者は、選びたい人の氏名を記入して投票する。1人を超えた人数の候補者名が記入された投票用紙は無効になる。
- (d) 地区ガバナーとして任命される人を推薦するには、過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には1人の候補者が単純多数の票を獲得するまで、本第6項で説明されている通りに投票を繰り返す。

第7 議長は会議終了後、ただしいかなる場合にも会議終了後7日以内に、会議の通知送付と出席状況の証拠と共に、文書による投票の結果を国際本部に送る。

別紙 D

指名委員会チェックリスト 地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- 候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。又は、現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

- クラブ会長： _____ 務めた年度 _____
- クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- 地区キャビネット（一つに印をつける）
 - ゾーン又はリジョン・チェアパーソン _____ 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び/又は会計 _____ 務めた年度 _____
 - 上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。 _____ 務めた役職： _____ 務めた年度 _____

*所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ5日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長 日付

指名委員会メンバー 日付

別紙 E

指名委員会チェックリスト
第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- 候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。又は、現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

- クラブ会長： _____ 務めた年度 _____
- クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- 地区キャビネット（一つに印をつける）
 - ゾーン又はリジョン・チェアパーソン _____ 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び/又は会計 _____ 務めた年度 _____

*所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ5日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(b)に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長 日付

指名委員会メンバー 日付

別紙 F

指名委員会チェックリスト 第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名： _____

候補者の所属ライオンズクラブ名： _____

指名委員会の会議開催日： _____

投票日： _____

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

- 所属ライオンズクラブはグッドスタンディング*
- 候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
- クラブ会長： _____ 務めた年度 _____
- クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- クラブ理事会 _____ 務めた年度 _____
- 地区キャビネット（一つに印をつける）
 - ゾーン又はリジョン・チェアパーソン _____ 務めた年度 _____
 - キャビネット幹事及び/又は会計 _____ 務めた年度 _____

*所属クラブに滞納金がある場合には、投票日に先立つ5日前までに候補者にその旨を通知し、クラブが滞納金を支払えるよう猶予を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(c)に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

指名委員会委員長 日付

指名委員会メンバー 日付

別紙 G

標準投票用紙 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

見本 1：候補者が一人を超える場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に（印）¹をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	投票欄
第一副地区ガバナー		
	候補者 A	○
	候補者 B	

見本 2：候補者が一人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に（印）²をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	賛成	反対
地区ガバナー			
	候補者 A	○	

見本 3：候補者が二人を超える場合の投票用紙

（注：一人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者名の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます（投票用紙は、上記の見本 1 のようなものとなります）。1 名の候補者が必要な投票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのような時間のかかる方法をとる余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1 回の投票で選挙を完了させることが可能となります。下記は、優先順位投票用紙の見本です。）

投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号（1, 2, 3, 4…）を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位（すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど）を付けます。

役職	氏名	選択順位
----	----	------

¹ 地区は、投票に用いられるべき適切な印（×印、○印、✓印等）、又は全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。

² 地区は、投票に用いられるべき適切な印（×印、○印、✓印等）、又は全投票者に対し提供される承認のスタンプについて指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

第二副地区ガバナー		
	候補者 A	4
	候補者 B	2
	候補者 C	1
	候補者 D	3

優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が一番目に選択する候補者の横に「1」と数字を書き入れ、二番目に選択する候補者の横には「2」と記入するということに、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。
2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第一候補として指名する束に分けます。
3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者 1 人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。
4. 半数を超える投票用紙が一人の候補者を第一候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、一人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。
 - a. 最も少ない束、つまり、第一候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に配分されます。
 - b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。
 - c. 半数を超える投票用紙が一人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少得票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第二候補として記されている投票用紙については、第三候補として記されている候補者にその票を配分します。
 - d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。一人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第二候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再分配するという手順を、必要に応じて繰り返します。
 - e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。
5. 投票集計のいかなる段階においても、一人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。

6. いかなる時点においても、二人以上の候補者が同数で最少得票者となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は1回にまとめて再配分されます。
7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で二人又はそれ以上の同点得票者が残った場合）、第一候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。

EXHIBIT B

LA-2

会則及び付則

_____ライオンズクラブは

ライオンズクラブ国際協会のチャーターを受け、

その管轄下におかれる。

ライオンズクラブは、この標準版をクラブの会則及び付則として採択するよう、奨励される。

クラブがこれを採択したら直ちに、幹事は、この会則及び付則を永久的な記録として保管する。

独自の会則及び付則を採択しなかつたいかなるクラブの運営に対しても、標準版クラブ会則及び付則並びにその改正が完全に効力を有し、それを統治する。

国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則には定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを、国際理事会は方針としてここに宣言する。

標準版クラブ会則

第1条 名称

本クラブは_____ライオンズクラブと称し、ライオンズクラブ国際協会(以下、国際協会という)のチャーターを受け、その管轄下におかれる。

第2条 目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 世界の人々との間に相互理解の精神を培い発展させる。
- (b) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (c) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (d) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。

- (e) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (f) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 メンバー

第1項 **クラブ会員となる資格。** 善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成年は、付則第1条の規定に従い、本クラブの会員になる資格を持つ。本会則及び付則に、男性を表す用語が用いられている場合はすべて、男性と女性の両者を意味するものと解釈する。

第2項 **入会招請。** 本ライオンズクラブへの入会は、招請のみによる。招請推薦は、国際本部所定の用紙を用いて行われるものとし、推薦を行いスポンサーとなるグッドスタンディングの会員がこれに署名をして、会員委員長またはクラブ幹事に提出しなければならない。会員委員会が検討した上で、会員委員長または幹事はこの推薦書を理事会に提出する。理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会招請を受けて本クラブの会員となることができる。必要事項と署名がきちんと記入された所定の会員用紙が入会費及び会費と共に幹事に提出されるまでは、会員候補者が国際協会に報告されてはならないし、ライオンズ会員として協会から正式に認められない。

第3項 **会員資格の喪失。** 正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。

第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 **紋章。** 本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。



第2項 **名称及び紋章の使用**。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 **色**。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 **スローガン**。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。

第5項 **モットー**。本クラブのモットーは、「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条 優越性

地区(単一、準、複合)及び国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針に抵触することなくクラブがこれを改正した場合を除き、クラブは標準版クラブ会則及び付則に準拠するものとする。クラブの会則及び付則と地区(単一、準、複合)会則及び付則の規定の間に抵触または矛盾が存する場合はいかなる場合も当該地区(単一、準、複合)会則及び付則に準拠するものとする。さらに、クラブの会則及び付則と国際会則及び付則の規定または理事会方針の間に抵触または矛盾が存する場合は、いかなる場合も国際会則及び付則と理事会方針に準拠するものとする。

第6条 クラブの大きさ

ライオンズクラブは、クラブ結成認証状を受けるために必要な最低会員数である20人の会員維持に努める。

第7条 役員

第1項 **役員**。会長、前会長、副会長、幹事、会計、ライオン・テーマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、会員委員長、並びに選出されたその他の全理事を、本クラブの役員とする。

第2項 **解任**。本クラブのいかなる役員も、正当な理由があれば、全会員の3分の2の賛成投票によって解任することができる。

第8条 理事会

第1項 **構成員**。理事会の構成員は、会長、前会長、副会長、幹事、会計、ライオン・テーマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、会員委員長、指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事である。

第2項 定足数。理事会のいかなる会議においても、構成員の過半数の出席をもって定足数に達したとみなされる。他に特に規定される場合を除き、理事会の会議に出席した構成員の過半数の決議は、理事会全体の決議となる。

第3項 任務及び権限。本会則及び付則で他に規定された任務及び権限に加えて、理事会は下記の任務及び権限を持つ。

- (a) 理事会は本クラブの執行機関であり、各役員を通し、クラブに承認された方針を履行する責任を持つ。本クラブの新しい企画及び方針は、まず理事会が検討し形成した上、クラブ例会又は特別会合で提案され、会員の承認を受けなければならない。
- (b) すべての支出には、理事会の承認を必要とする。理事会は、本クラブの現収入を超過する負債を負ってはならない。また、クラブが承認した企画及び方針に反する目的のためにクラブ資金の支払を承認してはならない。
- (c) 理事会は、本クラブ役員の決断を修正あるいは撤回する権限を持つ。
- (d) 理事会は、年1回または必要と認めた時は更に頻繁に、本クラブの会計及び運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、又は監査を受けることができる。本クラブのグッドスタンディングの会員は、要請すれば、妥当な日時に妥当な場所で上記監査又は会計状況を検査することができる。
- (e) 理事会は財務委員会の推薦を受けて、本クラブ資金を預金する銀行を指定する。
- (f) 理事会は、本クラブ役員の任務遂行を保証するための担保を定める。
- (g) 理事会は、事業を行って一般人から資金を集めた場合には、その事業の収益を本クラブの運営のために費やすことを承認したり許可してはならない。
- (h) 理事会は、すべての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、その委員会に研究してもらい、勧告を受ける。
- (i) 理事会は、一般に認められる会計法に従って、少なくとも二つの別個の資金を設ける。一つの資金は、会費、テール・ツイスターのファイン、その他クラブ内で集めた運営費を記録するためのものである。二つ目は公衆の協力を求めて集めた事業資金又は公共資金を記録するために設けるものである。このような資金の支出は、本条(g)項に厳密に従って行われるものとする。

第9条

国際大会及び地区の大会への代議員

第1項 国際大会に代議員を派遣する権利。国際協会は大会に参加するライオンズクラブによって統治されるので、協会の諸事項に関して本クラブが発言できるよう、本クラブは、協会の年次大会に代議員を派遣するのに必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき、会員数25人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を1人ずつ、国際協会のいかなる大会にも派遣する権利を持つ。ただし本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数とは、13人以上の会員数である。

第2項 地区/複合地区の大会に代議員を派遣する権利。地区に関する事項は地区(単一、準、複合)大会に提出され採用されるので、本クラブは、そのような大会に割当てられた数の代議員を全員派遣すると共に、その大会に出席する代議員のために必要な経費を

支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月 1 日現在の国際協会の記録に基づき、少なくとも 1 年と 1 日クラブに在籍している会員数 10 人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を 1 人ずつ、その地区 (単一、準及び複合) の各年次大会に派遣する権限を持つ。ただし、本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低 1 人、派遣する権利を持つ。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき 1 票を、また大会に提出された各議題について 1 票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項にある過半の端数とは、5 人以上の会員数である。

第 3 項 クラブ代議員及び補欠代議員の選出。 理事会または理事会により委任を受けた委員会は、クラブ会員の承認の下に、地区大会(単一又は準)、複合地区大会、国際大会に派遣する代議員及び補欠代議員を選び、任命する。有資格の代議員はグッドスタンディングのクラブ会員で、この会則及び付則の別紙 A にある会員種別表に示された会員の権利と特権において必要な投票権を有していなければならない。

第 10 条 クラブ紛争処理手順

第 1 項 処理手順の対象となる紛争。

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足の見込みがでないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会 (もしくは同理事会の任命する者) が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

第 2 項 紛争処理の要請及び手数料。

紛争のいかなる当事者も、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請すること (「抗議申し立て」) ができる。紛争処理を求める要請はすべて、かかる要請の根拠となる事態の発生を当事者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に地区ガバナーに対して提出されなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区 (単一又は準) に支払われる US\$50.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。本手順に基づく抗議申し立てに対し、上記の額を超える手数料を請求するかどうかについては、各地区 (単一又は準) において決定することができる。上記の額を超える手数料のいかなるものも、本手順に基づく抗議申し立てに係わる一切の手数料の請求に先立ち、地区キャビネットの過半数の票決により承認されなければならない。かかる手数料は、US\$250.00 もしくは該当通貨による相当額を超えてはならず、かつ地区 (単一又は準) 宛てに支払われなければならない。返金手順が地区キャビネットに承認された場合を除いては、手数料の全額が事務手数料として地区 (単一又

は準)に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区(単一又は準)の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区(単一又は準)の負担となる。

第3項 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから10日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

第4項 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、調停者の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

第5項 調停者の選任。

紛争処理要請受領日から15日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区(単一又は準)内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから10日以内に地区ガバナー・チーム(地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー)に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると地区ガバナー・チームが多数決によりその裁量で判断した場合には、地区ガバナー・チームは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区(単一又は準)内、あるいは隣接地区のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である別の調停者を多数決によって任命しなければならない。そうでない場合、地区ガバナー・チームは多数決により、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナー・チームの決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本5項において規定されている期限は、地区ガバナー又は地区ガバナー・チームが短縮もしくは延長することはできない。

紛争処理要請受領日から15日以内に地区ガバナーが紛争を審理する調停者を任命しなかった場合には、法律部が、紛争を審理する調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区(単一又は準)内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、

紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。法律部は、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、法律部による調停者任命の通知を受けてから 10 日以内に法律部に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると法律部がその裁量で判断した場合には、法律部は上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。そうでない場合、法律部は、不服の主張を退け、法律部が当初選任した調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。法律部の決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから 15 日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

第 6 項 調停会議及び調停者による裁決。

調停者は任命された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配する。当該会議は調停者が任命されてから 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。そのような調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に書面によって裁定を行わなければならない。かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定内容を記載した文書の写しは、当事者全員および地区ガバナーのほか、要請に応じてライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失および/またはクラブのチャーター取消しとなることがある。

第 11 条 クラブ支部プログラム

第 1 項 **支部編成**。事情があつて正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にライオンズを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は、親クラブの一つの付設組織として会合し、支部の地域社会において奉仕活動を行うものとする。

第 2 項 **親クラブにおける会員籍**。支部会員は、親クラブの会員として認められる。会員は、付則第 1 条に記されている会員種別のうちの一つに分類される。

第 3 項 **資金獲得**。支部が公衆に協力を求めて集めた活動資金又は公共福祉のための金銭は、そのような目的を記録するために設けられた資金口座に保管されなければならない。別に具体的に指定されない限り、この資金は支部のある地域社会で使用されな

ればならない。クラブ支部理事会は、手形に連署する権限を、親クラブ会計に与えることができる。

第4項 クラブ支部の資金。クラブ支部が解散する場合には、支部に残っている資金はすべて親クラブに戻されるものとする。クラブ支部が新たに正クラブとして変換する場合には、クラブ支部用に残っている資金はすべて、この新クラブ用に振り替えられるものとする。

第5項 解散。支部は、親クラブ全会員の過半数による賛成投票で解散できる。

第12条 クラブ資金

第1項 事業（活動）資金。公衆から集めた資金は公衆のための使用に帰されるべきであり、これは公衆から集めた資金を投資した結果得た資金にもあてはまる。事業資金から拠出してよい唯一の例外は、資金獲得活動を行うための直接経費のみである。同資金への利子として獲得した資金もまた、公衆のための使用に帰されなければならない。

第2項 運営資金。運営資金には、会費、テール・ツイスターのファイン、その他の寄付などクラブ会員から集めた資金が充てられる。

第13条 改正

第1項 改正手順。理事会があらかじめ改正の必要を認めた場合、本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者があれば、投票した会員の3分の2の賛成投票によって、本会則を改正することができる。

第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前に本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われぬ。

付則

第1条 会員

第1項 会員種別。

- (a) **正会員：**ライオンズクラブの会員であることから生ずるすべての権利と特権を持ち、又すべての義務を負う会員。この権利には、他に規定される資格を有していることを条件にクラブ、地区、及び国際協会の役職に就く権利、並びにあらゆる事項に対する投票権が含まれる。義務には、定期的な出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。家族会員プログラムの基準に定められる通り、有資格の家族会員は

正会員であり、正会員としてのすべての権利及び特権を有するものとする。学生会員プログラムの基準に定められる通り、有資格の学生、元レオ及び若年成人会員は正会員であり、正会員としてのすべての権利及び特権を有するものとする。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- (b) **不在会員**：クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (c) **名誉会員**：そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。
- (d) **優待会員**：15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。
- (e) **終身会員**：20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手順によってクラブの終身会員となることができる。
 - (1) 所属クラブが協会に推薦、
 - (2) 今後の国際会費全額の代わりに US\$650 もしくは現地通貨による US\$650 相当額を所属クラブが納入、及び
 - (3) 国際理事会の承認。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、又は2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴をすべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007年6月30日を経過してライ

オンズクラブの正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

- (f) **準会員**：他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。このクラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)会費及び国際会費を徴収することはできない。ただし、このクラブは妥当とみなされる会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

- (g) **賛助会員**：現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

第2項 **グッドスタンディング**。幹事から文書による通知を受けてから **30日60日**以内に、本クラブに対する負債を支払わない会員は、その全額を支払うまで、グッドスタンディングの会員ではなくなる。グッドスタンディングの会員だけが、投票権を行使することができ、役員になることができる。

第3項 **二重クラブ会員籍**。名誉会員又は準会員を除いて、いかなる会員も同時に本クラブ及び他のライオンズクラブの会員になることはできない。

第4項 **退会**。いかなる会員もクラブから退会することができ、退会は、理事会がそれを認めた時に有効となる。ただし、その会員が未納金をすべて支払い、クラブ資金及び財産をクラブに返却するまで、理事会は退会の承認を保留することができる。本クラブ及び協会の「ライオンズ」という名称、紋章、その他の標識を使用するすべての権利は、会員籍が取り消された時点で消滅する。

第5項 再入会。グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定に従った承認が必要となる。

第6項 転籍。本クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラブ退会と転籍会員用書式又は会員カード提出の間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定によってのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。

第7項 不払い。幹事は、文書による幹事からの請求を受けてから60日以内に本クラブに対する負債を支払わない会員の氏名を、理事会に提出しなければならない。理事会は、その会員を除名するか会員として維持するか決める。

第8項 出席。クラブは、例会及び活動への定期参加を奨励する。会員が連続して例会又は活動に参加しなかった場合には、クラブはあらゆる手を尽くしてその会員に連絡し、定期的参加を奨励及び推進する。12カ月間続けてすべての定例会議に出席した会員、もしくはクラブがメイクアップの規則を有する場合その規則に従い欠席したすべての例会についてメイクアップをした会員は、年間皆勤賞を受賞することができる。

第2条 選挙及び空席補充

本クラブの役員は、前会長を除き、選挙で選ばれる。

第1項 年次選挙。理事を除くすべての役員は、本条7及び8項の規定に従って毎年選出され、7月1日に就任する。任期は7月1日から1年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は、選挙後15日以内に速やかに選出された役員を国際協会に報告しなければならない。

第2項 理事選出。理事は半数ずつ毎年選出され、任期は、選挙直後の7月1日から2年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第1回選挙では、2年任期及び1年任期の理事をそれぞれ半数ずつ選出する。

第3項 **役員になるための資格。**グッドスタンディングの正会員以外は誰も、本クラブの役員になることはできない。

第4項 **指名会。**指名会は毎年3月、もしくは理事会の決定に従い、理事会が定める日時及び場所において開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メールなどの手段により、または直接渡すことにより各クラブ会員に少なくとも選挙実施の14日前に行われなければならない。

第5項 **指名委員会。**会長は指名委員会を任命する。同委員会は、各役員の候補者名を指名会でクラブに提出する。指名会の席上でも、次年度のすべての役職に対する候補者を指名推薦することができる。

第6項 **選挙委員会。**選挙会は4月または理事会により決定された日に、理事会により決定された時間及び場所で開催される。選挙会の通知は、郵便、電子メールなどの手段により、または直接届けることにより、各クラブ会員に対し少なくとも選挙実施の14日前に行われなければならない。この通知には、さきの指名会で承認された全候補者の氏名を記載すると共に、上記第3項の規定に従い、選挙会でこれらの候補者に対して投票が行われることも明記する。選挙会において、会員がその席から候補者を指名推薦することはできない。

第7項 **投票。**選挙は出席している有資格者による記入式の無記名投票により行われなければならない。

第8項 **必要票数。**役員候補者は、当選者となるためには出席している投票権のあるクラブ会員による投票数の過半数を獲得しなければならない。この選挙の目的においては、過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

第9項 **就任できない候補者。**指名会から選挙会の間に、指名された候補者が何らかの理由で役員就任不可能になり、その他に推薦された候補者がいない場合には、指名委員会が追加の候補者名を選挙会で提出する。

第10項 **欠員。**会長又は副会長が何らかの理由により欠員となった場合は、副会長が順位に従って昇格する。この昇格規定によっても会長職あるいは副会長職が補充されない場合は、理事会が直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時及び場所を決定し、

暦上の14日前にグッドスタンディングの各会員に会長職を補充する選挙が行われる旨通知する。

その他の役職に欠員が生じた場合は、理事会がその役職に残る任期の後任者を任命することができる。

理事に欠員が生じ、理事会の定足数を満たすことができなくなった場合は、クラブ会員は、あらかじめ通知した上で例会における選挙によって空席を補充する権限を持つ。通知の方法は下記11項に準ずる。通知は残りの役員又は理事がするが、役員が残っていない場合はいずれの会員が行ってもよい。

第11項 次期役員交代。役員に選出された者が、任期の始まる前に何らかの理由で就任不可能になったり、あるいは就任を拒否した場合は、会長はその役職を補充するため、特別指名会及び選挙会を招集することができる。暦上の14日前にその会の目的、日時及び場所を記載した通知書を各会員に送付する。選挙は指名締め切り後直ちに行うものとし、最高得票者を当選者とする。

第3条 役員の仕事

第1項 会長。会長は、本クラブの最高執行役員となる。本クラブ及び理事会のすべての会合を主宰する。理事会及びクラブの定例会議並びに特別会議を招集する。本クラブの常設委員会及び特別委員会を任命し、各委員会がその機能を果たし、その仕事について報告できるよう、委員長に協力する。選挙日が決まり、その通知が出され、選挙が行われることを確認する。クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となり、同委員会に協力する。

第2項 前会長。前会長及び元会長は、クラブの例会で会員や賓客を迎え入れると共に、クラブを代表して、クラブ所在地域社会から入会する奉仕精神に富む新会員を歓迎する。

第3項 副会長。会長が何らかの理由で任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。各副会長は、会長の指揮の下に、会長が割り当てた委員会の活動を監督する。

第4項 幹事。幹事は、会長及び理事会の指導監督の下に、クラブが所属する地区(単一又は準、及び複合)並びに国際協会と、クラブとの間の連絡係を務める。そのために、下記を行う。

- (a) 国際理事会が要求する情報を記入した月例報告書及びその他の報告書を、国際本部に提出する。
- (b) 月例報告書を含め、地区ガバナーのキャビネットが要求する報告書を、同キャビネットに提出する。

- (c) クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となり、同委員会に協力する。
- (d) クラブの会合及び理事会々議の議事録、出席簿、委員会任命、選挙、会員に関する情報、会員の住所及び電話番号、会員の会費納入、クラブの収支など、本クラブの一般的な記録を保管する。
- (e) 会計と協力して、四半期又は半期ごとに各会員に会費その他の納入金を請求する手配をして集金し、それをクラブ会計に渡し、会計から領収書を確保する。
- (f) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
- (g) 任期を終えるにあたっては、クラブの一般的記録一式を速やかに後任者に引き渡す。

第5項 会計。会計は、

- (a) 幹事その他からすべての金銭を受け取り財務委員会が推薦し、理事会が承認した銀行に預金する。
- (b) 理事会の承認によってのみ、支払いを行う。
- (c) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
- (d) 毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し本クラブ理事会に提出する。
- (e) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
- (f) 任期を終えるにあたっては、クラブの財務記録一式および資金を速やかに後任者に引き渡す。

第6項 会員委員長。会員委員会の委員長が会員委員長となり、クラブの理事会メンバーを務める。その責任は次の通りである。

- (a) クラブ会員増強計画を立案する。クラブ理事会に計画を提出し、承認と支援を求める。
- (b) 会員の種類とライオンズクラブ国際協会で作成されている各種プログラムについて理解する。
- (c) 会員の満足度を高めるための計画を立案してクラブ理事会に提出し、承認と支援を求める。
- (d) 会員の満足度向上に向けたプログラムの内容を理解し、会員増強の取り組みに利用する。
- (e) クラブの会員に対し、新会員を勧誘するよう奨励シアワードプログラムを推進する。
- (f) 会員委員会を組織し、任期中、そのメンバーと協力する。
- (g) 新会員が確実に新会員オリエンテーションを受け、ライオンズ・メンター・プログラムに参加するようにする。
- (h) ゾーン・レベルの会員委員会のメンバーを務める。
- (i) 会員委員長勧誘報告書およびクラブ会員満足度報告書を、月に1度クラブ役員に提出する。
- (j) 会員委員長としての責任を果たす上で、クラブの他の委員会と連携する。

- (k) クラブ向上プロセス・ワークショップを企画し、地域のニーズを調べ、会員の満足度について現状を検討し、行動計画を策定するに当たり、クラブ役員を援助する。
- (l) クラブを退会する会員に対し、退会時アンケート調査を行う。

第7項 **ライオン・テーマー**（任意）。ライオン・テーマーは旗、バナー、ゴング、木槌、歌集、名札掛けを含め財産及び備品管理の責任を持つ。各会合の前にそれらを適切な場所に配置し、会合後は適切な保管場所に戻す。会合中は会場の秩序を維持し、出席者がきちんと着席しているかどうかには注意し、クラブ及び理事会の会合に必要な会報、記念品その他の印刷物を配布する。新会員が各会合ごとに違ったグループと一緒に座り、良く知り合えるよう特別配慮する。

第8項 **テール・ツイスター**（任意）。テール・ツイスター（任意）は適当な余興やゲームを行い、上手に会員からファインを徴収することによって会合の調和、親交、活気を促進する。テール・ツイスター（任意）がファインを課す決断は、いかなる規制も受けない。ただしファインは、本クラブ理事会が定めた金額を超えてはならず、同一会合において同一会員に対し2回を超えてファインを課すことはできない。出席している会員全員が賛成しない限り、テール・ツイスター（任意）にファインを課すことはできない。集まったすべての金銭は直ちに会計に引き渡し、領収書を受け取る。

第4条 委員会

第1項 **常設委員会**。クラブ会長は次の常設委員会を設置することができる。ただし、会員委員長は、選挙で選ばれるものとする。

- (a) **運営委員会**：
 - 出席
 - 会則及び付則
 - 財務
 - 情報テクノロジー
 - ライオンズ情報
 - 会員
 - プログラム
 - PR 及びコミュニケーション
 - 接待
 - 指導力育成
- (b) **事業委員会**：
 - 地域社会奉仕
 - 災害対応及び救援
 - 環境保全
 - 糖尿病教育及び活動
 - 聴力保護、教育及び活動
 - 視力保護、教育及び活動

国際関係
ライオンズ青少年奉仕の機会
ライオンズ児童奉仕

第2項 **会員委員会**。会員委員会は会員委員長をその構成員とし、クラブに最も適したものとなるよう、構成することができる。会員委員会には、前年度の会員委員長、会員副委員長、並びに新会員勧誘及び（又は）会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきである。

第3項 **特別委員会**。会長は時折、理事会の承認の下に、自分の判断又は理事会の判断で必要とみなされる特別委員会を設置することができる。

第4項 **会長の職権**。会長は、職権上すべての委員会のメンバーとなる。

第5項 **構成**。すべての委員会は、委員長のほかに、上記2項に従って会長が必要とみなす人数の委員から構成される。

第6項 **委員会の報告**。必要に応じて、各委員会はその委員長を通して、口頭又は文書で毎月理事会に報告することが、奨励されるべきである。

第5条 会議

第1項 **理事会の定例会議**。理事会の定例会議は、理事会が定める日時及び場所で開かれる。(理事会は毎月少なくとも1回会合することが勧告される)

第2項 **理事会の特別会議**。理事会の特別会議は、会長又は3人以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が定める日時及び場所で開かれる。

第3項 **クラブ例会**。本クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時及び場所で、開かれる。すべての例会は定められた時間に定刻通り開会し、定刻通り閉会するものとする。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。(クラブは毎月少なくとも2回会合することが勧告される)

第4項 **クラブ特別会合**。会長は、自分の判断で本クラブの特別会合を招集することができるが、理事会の要求があった場合には、要求者が定める日時及び場所で、これを招集しなければならない。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前に、本クラブの各会員に郵便、電子メール等の方法で送られるか、又は直接届けられなければならない。

第5項 年次会合。理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの年次会議を開催する。この会議では、任期を終わらせる役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。

第6項 代替会議形式。本クラブ及び/又は理事会の定例会議又は特別会議は、会長又は理事会構成員の3人以上の会員の提議により、電話会議及び/又はウェブ会議の形式により開催することができる。

第7項 周年記念。チャーターナイト周年記念会を毎年開催することができ、その際には、ライオニズムの目的及び道徳綱領並びに本クラブの歴史が、特に強調される。

第8項 定足数。本クラブのいかなる会合においても、定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。他に特に定められていない限り、いかなる会合においても、出席した会員の過半数の決議は、クラブ全体の決議となる。

第9項 郵便による業務処理。本クラブは郵便（文書、電子メール、ファクシミリ文書、またはケーブルを介するものを含む）により業務処理を行うことができる。ただし、全クラブ会員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は会長またはクラブ理事会のいずれか3人により提議することができる。

第6条 入会金及び会費

クラブの年次会議における会員の承認による

第1項 入会金。新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め_____円の入会金を納入するものとする。この入会金は、その会員が本クラブ会員として記録され、クラブ幹事がライオンズクラブ国際協会に報告する前に、支払われていなければならない。ただし理事会は、前クラブ退会后12カ月以内に転籍又は再入会を認められた会員の入会金のうち、クラブ入会金の全額又は一部を免除することができる。

第2項 年間会費。本クラブの各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区（単一又は準、及び複合）の会費（ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため）が含まれ、理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員	_____	円
不在会員	_____	円
名誉会員	_____	円
優待会員	_____	円

終身会員 _____ 円
準会員 _____ 円
賛助会員 _____ 円

本クラブ会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、それぞれ国際会則及び複合地区会則で定められる時期に納入しなければならない。

第7条 クラブ支部運営

第1項 **クラブ支部役員**。支部を構成する会員が支部会長、幹事及び会計を選出する。以上の3人と支部連絡員が支部の執行委員会を構成する。支部の会員は、親クラブ理事会のメンバーとなる支部会長を選出する。また、支部の種々記録、予定されている支部活動、月例財務報告書を提供し、支部と親クラブとの間の率直な話し合い及び効果的なコミュニケーションを推進する努力を統制するため、支部会長には、親クラブの例会及び(又は)理事会会議に出席することが奨励される。支部会員は、親クラブの例会に出席するよう奨励される。

第2項 **連絡員**。親クラブは、支部の進展状況を見守り必要な時には支部に助力する者を、親クラブ会員の中から1人選んで任命する。この役職を務める会員は、支部の4人目の役員も務める。

第3項 **投票する権利**。支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。親クラブの会合に出席している場合にのみ、支部会員は親クラブの会合の定足数の数に入れられる。

第4項 **入会金及び会費**。クラブ支部への新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め_____円の入会金を納入するものとする。クラブ支部は親クラブとは別に入会費を請求することができ、支部会員には親クラブの入会費を支払う義務はない。

支部の各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区(単一又は準、及び複合)の会費(ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため)が含まれ、親クラブ理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員 _____ 円
不在会員 _____ 円
名誉会員 _____ 円
優待会員 _____ 円
終身会員 _____ 円

準会員 _____ 円
賛助会員 _____ 円

クラブ支部会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、親クラブ会計に、それぞれ国際及び地区（単一又は複合）の会則及び付則で定められる時期に納入しなければならない。クラブ支部は、クラブ会費を親クラブに支払う義務を持たない。

第8条 その他

第1項 **会計年度**。本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第2項 **議事規則**。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、本クラブ、理事会、あるいは本会則により任命された委員会のすべての議事の進め方は、**最新版ロバート議事規則**による。

第3項 **政党／宗派**。本クラブは公職の候補者を後援又は推薦してはならない。また、本クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない。

第4項 **個人的利益**。本クラブ役員及び会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。

第5項 **報酬**。幹事を除きいかなる役員も、役員として行った本クラブへの奉仕に対して、報酬を受けてはならない。幹事に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項 **資金の要請**。クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。本クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請又は提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。

第9条 改正

第1項 **改正手順**。本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者がいれば、出席した会員の多数決で、本付則を変更、改正、又は撤廃することができる。

第2項 **通知**。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前に本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われぬ。

別紙 A
会員種別表

種別	定期的な出席	会費即時支払（クラブ、地区、国際）	クラブ活動参加	良い印象を与える言動
正会員	必要	必要	必要	必要
賛助会員	必要なし	必要	可能な時	必要
準会員	第1クラブでは必要 第2クラブでは必要なし	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要
名誉会員	必要なし	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	必要なし	必要
終身会員	必要なし	クラブ及び地区の会費を払い、国際会費は払わない	可能な時	必要
不在会員	必要なし	必要	可能な時	必要
優待会員	必要なし	必要	可能な時	必要

権利と特権

種別	クラブ、地区又は国際の役職への立候補	投票権	地区又は国際の大会への代議員
正会員	有	有	有
賛助会員	無	クラブ事項のみ	無
準会員	無	地区大会（第1クラブ） クラブ事項 （第1及び第2クラブ）	無
名誉会員	無	無	無
終身会員	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有
不在会員	無	クラブ事項のみ	無
優待会員	無	有	有

別紙 A (続き)

会員種別に関する制限

名誉会員 - 実際の会員総数の 5% を超えてはならない。端数がある場合には、更にもう一人の名誉会員が認められる。

賛助会員 - 実際の会員総数の 25% を超えてはならない。

別紙 B

投票用紙見本

クラブ会長選出：投票したい候補者の名前の横にチェックマークをつけてください。

- 山田一郎
- 田中花子
- _____

別紙 C

ライオンズクラブの標準

組織機構

役員及び理事
(理事会)

会長
幹事
会計

第一副会長
第二副会長
第三副会長
ライオン・テーマー (任意)

テール・ツイスター(任意)
前会長
理事 2 人 (1 年目理事)
理事 2 人 (2 年目理事)
会員委員長

運営委員会

出席
会則及び付則
財務
情報テクノロジー
ライオンズ情報
会員
プログラム
PR 及びコミュニケーション
接待
指導力育成

事業委員会

地域社会奉仕
災害対応及び救援
環境保全
糖尿病教育及び活動
聴力保護、教育及び活動
視力保護、教育及び活動
国際関係
ライオンズ青少年奉仕の機会
ライオンズ児童奉仕

標準版複合地区会則

第1条 名称

本組織の名称をライオンズ〇〇複合地区(以下、複合地区と称する)とする。

第2条 目的

本複合地区の目的は、次の通りである。

- (a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本複合地区内で推進するため、運営機構を設ける。
- (b) 世界の人々との間に相互理解の精神を培い発展させる。
- (c) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (d) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
- (f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (g) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 会員

本組織のメンバーは、ライオンズクラブ国際協会から結成の認証を受けた本複合地区内すべてのライオンズクラブとする。

本複合地区は、複合地区大会で可決されライオンズクラブ国際協会の国際理事会の承認を得て決定された境界線をもつ〇〇地区により構成される。

第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。

第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 スローガン。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。

第5項 モットー。モットーは、「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条 優越性

国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに複合地区がそれを改正した場合を除き、複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も、国際会則及び付則に準拠するものとする。

第6条 役員および協議会

第1項 構成。複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。(注：この他に特定の会員をガバナー協議会の構成員として加えることを、複合地区会則及び付則で規定することが、国際会則及び付則第2条4項で許されている)

第2項 役員。ガバナー協議会の役員は、議長、副議長、幹事及び会計、並びに協議会が必要と認めるその他の者とする。すべての役員は、毎年協議会の選挙によって選ばれる。

第3項 権限。ライオンズクラブ国際協会の法人定款及び国際会則及び付則の規定、国際理事会に与えられている権限、同理事会の方針及び決議と矛盾するか、それに反しない限り、ガバナー協議会は下記をする。

- (a) ガバナー協議会のすべての役員及び代理人、並びに複合地区及び複合地区大会のすべての委員会を統轄管理する。
- (b) 複合地区の所有物、業務、資金を管理する。
- (c) 複合地区大会のあらゆる面、並びに複合地区のすべての会合を統轄管理する。
- (d) 国際理事会が定める方針及び手続のもとに権限が与えられている場合は、複合地区内の準地区、ライオンズクラブ、あるいはクラブの会員が申し立てる会則上の苦情を検討し裁定する。ガバナー協議会が下したそのような裁定はすべて、国際理事会による検討及び決定の対象となる。

- (e) 複合地区の予算に関するすべての事項、並びに複合地区及び複合地区大会の委員会を運営管理する。いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を承認してはならないし負ってはならない。

第4項 **解任。** ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。地区ガバナーを除くガバナー協議会の構成員は、正当な理由で、協議会全構成員の3分の2以上の賛成投票によって解任できる。

第7条 複合地区大会

第1項 **開催日時及び場所。** 本複合地区の年次大会は、毎年国際大会前に、本複合地区の前年度の年次大会の代議員によって決められた場所において、ガバナー協議会が定める日時に開催される。

第2項 **クラブ代議員の算出方法。** ライオンズクラブ国際協会及び地区並びに本複合地区においてグッドスタンディングである各正クラブは、本複合地区の大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠代議員1人を本複合地区の各大会に出席させる権利を有する。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を投ずる権利を持つ。ほかに別の規定がない限り、いかなる議題についても、投票した代議員の過半数の賛成投票が大会の決議となる。有資格の代議員はすべて、本地区におけるグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。

クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時まで滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

第3項 **定足数。** 準地区大会及び複合地区大会のいかなる行事においても、代議員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。

第4項 **特別大会。** ガバナー協議会の3分の2の賛成投票により、複合地区を構成するクラブの特別大会を、ガバナー協議会が決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の15日前までに終了していなければならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、協議会幹事によって、かかる特別大会開催日の遅くとも30日前までに地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第 8 条 複合地区紛争処理手順

A. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ境界線、複合地区会則及び付則又は複合地区ガバナー協議会によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足いく解決ができないその他すべてのライオンズ複合地区内の問題に関して、複合地区内のクラブ間又は準地区間、あるいはクラブ又は準地区と複合地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

B. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるいずれのライオンズクラブ又は準地区（“抗議申立人”）も、文書により協議会議長に対して、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計に対して本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法律部に提出する。抗議申し立ては、かかる申し立ての根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立ての実施がクラブの全会員の過半数又は地区キャビネットの全構成員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により複合地区に支払われる US\$750.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で協議会議長宛に、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$325.00 が抗議申立人に返還されると共に、US\$325.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$650.00 が抗議申立人に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$650.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）に

は、自動的に手数料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

C. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから 10 日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計に書面にて返答を行うことができる。その際に写しを法律部に送る。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

D. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、調停者の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

E. 調停者の選出

抗議申し立て後 15 日以内に、各当事者は各々中立の調停者を 1 人選出するが、これは元地区ガバナー（できれば過去に協議会議長を務めた元地区ガバナー）であり、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。選出された調停者は全員で議長を務める中立の調停者を 1 人選出するが、これは元国際理事であり、かつ紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている複合地区内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。万一、紛争が生じている複合地区から中立的な元国際理事を選出することができない場合には、選出された調停者は全員で、中立の調停者兼議長を 1 人選出するが、これは元国際理事であり、紛争が生じている複合地区外にあるグッドスタンディング・クラブの会員である者とする。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間以内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の選出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を 1 人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている複合

地区外のグッドスタンディング・クラブの会員である元国際理事1人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている複合地区、又は周辺の複合地区のうち最も近い複合地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本E項において規定されている期限は、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、あるいは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

F. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後30日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から30日以内に文書によって裁定を行わなければならない、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。

裁定を記載する文書には、調停者全員が署名し、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、その文書の写しが当事者全員、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、複合地区ガバナー協議会のほか、ライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある。

第9条 改正

第1項 **改正手順**。複合地区大会において、その大会の会則及び付則委員会が改正案を提出し、投票者の3分の2の賛成投票があった場合にのみ、本会則は改正される。

第2項 **自動更新**。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本複合地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 **通知**。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 **発効日**。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

付則

第1条

第二副会長及び国際理事候補の指名及び推薦

第1項 **推薦手順**。国際会則及び付則の規定に従い、複合地区大会において国際理事又は第二副会長候補として推薦を求める本複合地区内ライオンズクラブの会員は、下記を行わなければならない。

- (a) 推薦が票決される大会（準又は複合）の30日前までに、推薦を求める旨の文書を、複合地区協議会幹事兼会計あてに郵送又は持参する。
- (b) 候補者の資格に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を、この文書に添えて提出する。

第2項 **指名**。協議会議長及び協議会幹事兼会計は各立候補者の届け出を、直ちにそれぞれの大会の指名委員会に送る。同委員会はこれを考察し、必要に応じて資格に関する追加の証拠を候補者から入手し、国際会則及び付則の条件を満たしている者を、それぞれの大会で候補者として指名する。

第3項 **支持演説**。各候補者のためには、3分以内の支持演説が1回許可される。

第4項 **投票**。推薦に関する投票は、投票用紙を用いて無記名で行う。ただし、候補者が1人だけ指名された場合は、発声投票を行うことができる。過半数の票を得た者が、複合地区大会で推薦された（選ばれた）候補者としてみなされる。同点得票者が出た場合、あるいはどの候補者も過半数の票を得なかった場合には、最多数の票を得た2人の候補者だけに対して投票を行い、その1人が過半数の票を獲得するまで、選挙を繰り返す。

第5項 **準地区の推薦**。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者の所属準地区の推薦を確保しなければならない。

第6項 **推薦証明**。複合地区大会の推薦証明は、国際会則及び付則の規定に従って、指定された複合地区の役員が、国際本部あてに文書にて送る。

第7項 **有効性**。本複合地区内ライオンズクラブのいかなる候補者の推薦も、本条項の規定に沿っていない限り、無効となる。

第2条 協議会議長任命

協議会議長は、複合地区ガバナー協議会によって任命される。ただし、協議会議長に任命される者は、就任時に現又は元地区ガバナーでなければならない。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。任命される協議会議長の任期中に共に任期を務める複合地区内の地区ガバナーの、協議会議長選任を目的とした会議が、複合地区年次大会の後、ただし国際大会閉会后30日以内に招集されなければならない。複合地区においてグッドスタンディングにあるクラブのグッドスタンディングのクラブ会員を協議会議長として任命することが、本会議の出席者の任務である。

第3条 複合地区ガバナー協議会及び 委員会の任務

第1項 複合地区ガバナー協議会。

ガバナー協議会は、

- (a) 複合地区大会運営に関連するすべての契約を結び、経費の支払いを承認する。
- (b) 複合地区資金の貯蓄機関を指定する。
- (c) 協議会幹事兼会計のために保証金の額を定め、その保証金を出す保証会社を承認する。
- (d) 年に2回、あるいは更に頻繁に協議会幹事兼会計から財務報告書を受け取り、会計年度末に協議会幹事兼会計帳簿の検査又は監査の手配をする。

第2項 複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。複合地区協議会議長は複合地区のコーディネーターであり、ガバナー協議会を代表し、その委任を受けて業務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。

- (a) 協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区のプログラム、目標、長期計画のために指導力を発揮し、指針を示し、先導者となる。
- (c) 準地区間の調和と団結の精神を育み、問題解決において地区ガバナーに助力する。
- (d) 複合地区大会及びすべてのガバナー協議会会議で議長を務める。
- (e) 複合地区会則及び付則で定められる通りに、必要な報告書を提出し行政任務を果たす。
- (f) ガバナー協議会から割当てられる他の行政任務を果たす。
- (g) 任期終了の際には、複合地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
- (c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
- (d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (e) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
- (g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
- (i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第3項 複合地区協議会幹事兼会計。 ガバナー協議会の指導監督のもとに協議会幹事兼会計は、

- (a) ガバナー協議会のすべての会議の正確な記録を作成し、その写しを各会議終了後10日以内にすべての協議会構成員及び国際本部に送付する。
- (b) 複合地区の業務を遂行するガバナー協議会に助力し、会則及び付則に明記されているか、または示唆されている任務あるいはガバナー協議会から随時課せられる任務を遂行する。
- (c) 規定により準地区キャビネット幹事兼会計から納入されるすべての会費を受領して領収書を発行し、ガバナー協議会の指定する銀行にそれを預金するとともに、ガバナー協議会の指導監督の下に幹事兼会計が署名し協議会議長または正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手によって支払を行う。
- (d) 正確な諸会計帳簿及び記録を保管し、ガバナー協議会及び複合地区の全会議の議事録を作成する。さらに、正当な目的のためであれば妥当な日時に、いかなる協議会構成員または複合地区内のいかなるクラブ（あるいはそのいずれかの正当な代理人）にも、これらの記録の検査を許可する。
- (e) ガバナー協議会が要求する場合には、任務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。
- (f) 任期終了の際には、複合地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (g) 協議会幹事と協議会会計の職が個別に設けられている場合には、その役職の本質に従って、ここで定められている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

第4項 複合地区プロトコール委員長。 ガバナー協議会は毎年、複合地区のプロトコール委員長を任命する。ガバナー協議会の指導監督のもとにプロトコール委員長は、

- (a) 訪問している高位役員が出席するすべての行事で、協会の公式プロトコールに従った座席表を用意し、口頭での紹介もこれに従って行われるよう配慮する。どの行事についても、服装の規定が明確であることを確認する。

- (b) 空港(その他の到着地)への出迎えが適切に行われるよう手配をする。ホテルなど宿泊施設への適切な移動手段を手配し、ホテルの部屋は事前に点検してすべてが整っているかを確認し、滞在を快適にするもの(花、果物など)を用意する。
- (c) 訪問客が出席予定の各行事には、適切な付き添いを手配する。
- (d) 訪問客のスケジュールが許す限り、現地政府の指導者(もしくは、訪問先によって可能な場合には地方及び/又は国家の指導者)の役人への表敬訪問を手配する。
- (e) テレビ、ラジオ、新聞など、マスコミに報道してもらえよう、必要に応じた手配をする。
- (f) ホテルからのチェックアウトの手配や、空港(その他の出発地)への移動手段を手配する。

第4条 複合地区の委員会

第1項 **資格証明委員会**。複合地区大会の資格証明委員会は、現職の各地区ガバナー、各第一及び第二副地区ガバナー、並びに各キャビネット幹事兼会計で構成される。協議会議長が本委員会の委員長となる。かかる各資格証明委員会は、**最新版ロバート議事規則**で定められている権限を持ちその任務を遂行する。

第2項 **各種複合地区大会委員会**。ガバナー協議会は、次のような複合地区大会委員会を任命し、委員長を指名し、欠員を補充する。決議委員会、選挙委員会、会則及び付則委員会、規則委員会、国際大会委員会。各準地区からは、少なくとも1人の会員を各委員会に入れる。これらの委員会は、ガバナー協議会が定める任務を遂行する。

第3項 **協議会の他の委員会**。ガバナー協議会は、複合地区を効率よく運営するために必要かつ適切とみなされる他の委員会及び役職を設置し任命することができる。

第5条 会議

第1項 **協議会会議**。ガバナー協議会は、地区ガバナーが正式に就任してから60日以内に定例会議を開き、その他必要と認める時に会議を開く。協議会議長あるいは協議会議長の指示により幹事は、ガバナー協議会の会議ごとに、協議会議長が定める日時及び場所を明記した文書による会議開催の通知をする。協議会議長が日時を定める第1回目会議以外の会議日時は、ガバナー協議会が定める。

第2項 **代替会議形式**。本協議会の定例会議及び/又は臨時会議は、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。このような会議は、ガバナー協議会の過半数の承認が得られた場合に行うことができる。

第3項 **定足数**。ガバナー協議会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。

第4項 郵便による業務処理。ガバナー協議会は、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により事務運営を行うことができる。ただし、全ガバナー協議会構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は協議会議長または協議会構成員のいずれか3人により提議することができる。

第6条 複合地区大会

第1項 大会開催地の選択。ガバナー協議会議長は、年次大会招致を希望する所から文書による招致希望を受け付ける。その文書にはガバナー協議会が随時指定する情報が含まれていなければならないとともに、その大会開催地が票決される大会開会日の30日前までに、この文書が協議会議長に届けられていなければならない。入札に関する調査の方法、入札の申し出を大会に提出する方法、入札を承認できないか入札がない場合にとるべき措置などについては、ガバナー協議会が決定する。

第2項 公式通達。ガバナー協議会は、決定している年次複合地区大会開催日の30日前までに、その大会の開催場所及び日時が明記された文書による年次地区大会公式通達を交付しなければならない。

第3項 開催地の変更。ガバナー協議会は、正当な理由があれば複合地区大会で決まった大会開催地をいつでも変更する絶対的権限を持つ。ただし、変更後の大会開催地は、複合地区の境界線内に位置する場所でなければならない。ガバナー協議会、複合地区、あるいは準地区は、クラブ又は準地区に対して、その変更に関するいかなる責任も問われない。大会開会日の60日前までに、文書による開催地変更の通知が複合地区内の各クラブに送付されなければならない。

第4項 役員。ガバナー協議会の構成員は、複合地区年次大会の役員となる。

第5項 大会議事次第。複合地区ガバナー協議会が複合地区大会の議事次第を決める。それが、会期のすべての行事日程となる。

第6項 議事規則及び手順。本会則及び付則で別に定められているか、会合のために採用された議事規則で定められている場合を除いて、いかなる大会、いかなるガバナー協議会の会議、いかなる複合地区委員会の会合においても、会議進行に関する疑問は、最新版ロバート議事規則に従って処理される。

第7項 守衛官。大会の守衛官及び必要な場合その助手は、ガバナー協議会により任命される。

第8項 **公式報告**。複合地区大会閉会后 60 日以内に、ガバナー協議会あるいはその指示により協議会幹事は、大会の公式の報告書をライオンズクラブ国際協会及び複合地区内各クラブに送付しなければならない。

第9項 **準地区大会**。複合地区大会に参加し登録した準地区の代議員の会合を、その準地区の年次大会とみなすことができる。

第7条 複合地区大会資金

第1項 **大会費**。複合地区大会の登録料の代わりに、又はその追加分として年額〇〇円の複合地区大会費が、複合地区内各クラブの会員から徴収できる。新しく結成されたクラブ及び再編成されたクラブを除き、各クラブはこれを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ9月1日及び3月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。会計年度中に新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、その会計年度の大会費を、結成又は再編成の翌月1日から月割り計算して徴収し、支払う。

この大会費は準地区ごとにそれぞれのキャビネット幹事兼会計が各クラブに請求し、徴収する。キャビネット幹事兼会計は、徴収した資金を準地区キャビネットが定めた銀行又はその他の貯蓄機関に、他の資金と切り放して預金し、協議会議長の要請に基づき協議会幹事兼会計に送金する。こうして徴収された資金は、複合地区大会用のみに使用され、協議会幹事兼会計が署名し、協議会議長又は正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手をもって支出される。

第2項 **残った資金**。その年度の大会経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、大会基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の大会経費支払いに使われる。

第3項 **代金の徴収**。複合地区大会の際の食事、余興などの実費を支払うため、協議会が定めた方法により、協議会が定めた代金を各代議員、補欠、その他の大会参加者から徴収することができる。

第8条 複合地区運営資金

第1項 **複合地区の収入**。承認された複合地区の事業に充てる収入を得るため、また複合地区運営費用の支払いに充てるため、複合地区内の各クラブの各会員は、年間〇〇円の複合地区会費を納入するものとし、各クラブはこれを集め、次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ7

月1日及び1月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。この運営費は、複合地区内の各クラブが協議会幹事兼会計に支払う。ただし、新しく結成されたクラブ及び再編成されたクラブは、結成又は再編成の翌月1日から月割り計算した額を支払う。この納入金は、複合地区の運営経費のためだけに、ガバナー協議会の承認があった場合にのみ使用されるものとし、支払いは、協議会幹事兼会計が署名し、協議会議長が連署した小切手をもって行われる。

第2項 残った資金。その年度の複合地区運営経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、複合地区運営基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の複合地区運営経費支払いにのみ使われる。

第9条 その他

第1項 報酬。協議会幹事兼会計を除き、いかなる役員も、役員として行う本複合地区への奉仕に対して、報酬を受けてはならない。協議会幹事兼会計に報酬を与える場合には、ガバナー協議会が定める。

第2項 会計年度。本複合地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第3項 監査又は検査。ガバナー協議会は、毎年1回あるいは更に頻繁に、複合地区の各種記録及び帳簿の監査又は検査を手配する。

第10条 改正

第1項 改正手順。本付則は、複合地区大会において、大会の会則及び付則委員会が改正案を提出し、投票者の過半数の賛成投票があった場合にのみ、改正される。

第2項 自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 通知。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われぬ。

第4項 発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

別紙 A

開催手順見本

本開催手順見本はあくまで指針であり、ガバナー協議会が変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。

〇〇複合地区大会

第1 複合地区ガバナー協議会が、複合地区大会の議事進行次第を定めるものとする。登録及び資格証明の受付時間は変えることができないが、それ以外の公表済み議事進行次第については、定足数を満たしているどの会議でも、資格証明済み代議員の4分の3が同意すれば、変えることができる。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数が満たされたものとする。

第2 ライオンズクラブ国際会則及び付則、〇〇複合地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第3

- (a) 資格証明委員会は、委員長を務める協議会議長、現職の地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、並びにキャビネット幹事兼会計で構成される。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。この責任を遂行するにあたり、資格証明委員会は、国の慣例や習わしで決まっているか、最新版ロバート議事規則に設けられている権限をもち、それによって任務を果たすものとする。
- (b) 代議員の登録及び資格証明受付は、〇〇月〇〇日の〇〇時から〇〇時までである。
- (c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第4

- (a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に協議会議長は、3人のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ5日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。
- (b) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第5 代議員及び補欠代議員の交代。

- (a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書の写しを、交代する相手の会員に譲らなければならない。
- (b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。

きる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第6

- (a) 大会に先立ち、協議会議長は3人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを1人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。
- (b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。
- (c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第7 投票。

- (a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。
- (b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。
- (c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なものとみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。
- (d) 第二副会長及び国際理事の推薦には、過半数の得票を必要とする。推薦に関して過半数の票を得られなかった候補者は推薦されない。
- (e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

EXHIBIT D

ライオンズ国際切手クラブ 会則

(1974年11月25日承認
2003年7月改正)

第1条 名称及び目的

第1項 名称。本組織の名称をライオンズ国際切手クラブとする。以下 LISC と呼ぶ。

第2項 目的。本組織の目的は、ライオンズ、ライオネス、レオ及びその家族間における切手収集の趣味を促進し、国際親善を通して国際ライオニズムの強化を計ることである。

第2条 会員

第1項 会員。ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、本組織のメンバーになることができる。入会するためには、入会申込書に年間会費を添えて、本クラブの幹事に提出する。

第2項 準会員

- (a) グッドスタンディングのライオンズ会員の近親者は誰でも、年間会費を添えて申込書を提出すれば、準会員になることができる。
- (b) ライオネスクラブ又はレオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、年間会費を添えて入会申込書を提出すれば、準会員になることができる。
- (c) 準会員は投票することも、役員になることもできない。
- (d) 準会員の入会申込書はすべて、クラブ幹事の証明を受けなければならない。

第3項 名誉会員

- (a) 理事会は、年次会議に参加しているメンバーの過半数の承認があれば、LISC 会員以外の者で、LISC のために優れた貢献をし、クラブが特別な方法で認めたいと望む者を、名誉会員にすることができる。
- (b) この称号は、死去した元会長及び元幹事のパートナーに与えることもできる。
- (c) 名誉会員は、会費を払う必要がない。
- (d) 名誉会員は、ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でない限り、投票権を持たないし、役員になることもできない。

第4項 終身会員

- (a) 理事会は、年次会議に参加しているメンバーの過半数の承認があれば、LISC のために優れた貢献をし、継続して少なくとも 15 年間 LISC のメンバーである者を、クラブへの今後の会費支払いの代わりに終身会員にすることができる。

- (b) メンバーが、今後クラブに会費を支払う代わりに 200 ドルを支払って申し込んだ場合には、理事会の承認の下に会長は、少なくとも 15 年間 LISC メンバーである者を誰でも、終身会員にすることができる。
- (c) 理事会は二人の終身会員を、投票権を有する職権上の理事会メンバーとして選ぶことができる。この特権は、役員を務めたことがあり、クラブのために長い間著しい働きをした者に与えられる。

第 5 項 会員カード。各会員及び準会員には、会費が納入されると会員カードが交付される。そのカードには、会員となった年月日が記入されている。

第 6 項 退会及び除名

- (a) 本クラブの幹事宛に文書による退会届を提出すれば、会員又は準会員はいつでも退会することができる。
- (b) 会費納入期日後の 90 日以内に会費を払わなかった会員又は準会員については、理事会が審議し、適切な措置を講じる。
- (c) スタンプ収集家にふさわしくない行動、また、本クラブ及びライオンズクラブ国際協会の規則に対する違反などの理由で、理事会は、3 分の 2 の賛成投票によって会員又は準会員を除名することができる。
- (d) ライオンではなくなった会員は、その会員名の下に登録されている準会員と共に、自動的に除名される。

第 7 項 会費。

- (a) 本クラブの年間会費は、年次会合に出席している会員の過半数の賛成投票によって定められる。この会費は、郵便代、郵趣家機関紙、妥当な運営経費に充てられる。
- (e) 会員及び準会員は、毎年 7 月 1 日までに会費を納入する。

第 3 条 役員及び理事会

第 1 項 選出役員

- (a) 本クラブの選出役員は、会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長、幹事、会計、並びに 6 人の理事とする。
- (b) 理事以外の選出役員は、辞任又は本条 4 項に従って解任されない限り、1 年任期を務める。
- (c) 6 人の理事は理事会のメンバーを務める、毎年 3 人の理事が選挙され、その任期は 2 年間とする。1 年目理事が辞任するか解任された場合には、1 年間のみ理事を務める後継者を、次の年次会議で選出する。

第 2 項 役員の仕事

- (a) 会長。会長は、クラブの全事項に関して、一般に指導監督の権限を持ち、職権上すべての委員会のメンバーとなる。本会則に定められているすべての任命を行う

とともに、必要に応じ、あるいは権限を与えられた場合にも任命を行う。本会則により委ねられているすべての任務を遂行する。クラブの年次会議又は年次会議の合間に開かれる理事会のいかなる会議においても、議長を務める。

- (b) 副会長。第一副会長、第二副会長、第三副会長は、クラブ運営において会長を補佐する。会長が不在の場合、あるいは任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従って会長のすべての任務を代行する。また、会長から随時割り当てられる他の任務を遂行する。
- (c) 幹事。幹事は、クラブの会合並びに理事会会議の議事録を正確に作成し、永続的に保管する。クラブ会員の記録を維持する。更に、クラブ役員及び理事会に伝えるべき情報をすべて郵便で送り、ここに規定されていないその他の事項についても、会長と協議する。集めた資金はすべて、クラブ口座への入金のため、会計に渡す。
- (d) 会計。会計はクラブの全資金を管理し、会費をすべて徴収する。クラブの財務報告書を四半期ごとに作成し、会長と幹事に提出する。資金はすべて銀行に預金する。かかる銀行は会計が指定できるが理事会に承認されなければならない。会長又は幹事の文書による承認があった場合、又は予算に組み立てられており、年次会合で出席会員の過半数の承認を受けている場合に、クラブの負債をすべて支払う。理事会から要求された場合には、理事会が定める額の保証金を出す。
- (e) 理事。理事会の採決を必要とするすべての事項に対して、理事は投票権を持つ。時には、会長から任務を割り当てられることもある。
- (f) 会長は、年次会議の合間、他の役員及び理事の補佐を受けてライオンズ国際切手クラブに関係する事項のすべてに携わる権限を持つ。

第3項 前会長。前会長は職権により理事会のメンバーとみなされ、採決の結果が可否同数の場合に投票権を持つ。

第4項 役員解任と交代

- (a) 理事会の3分の2の賛成投票があれば、本条2項にある任務の怠慢又は不履行等の理由で、役員を解任することができる。
- (b) 会長又は副会長が解任されたか辞任した場合、副会長が全員、順位に従って昇格する。
- (c) 幹事、会計、あるいは理事が解任されたか辞任した場合には、理事会の承認のもとに会長が後継者を任命することができる。その任期は年度末に終了するものとする。

第5項 報酬。幹事を除くいかなる役員も、正式に承認された運営経費の返済を受ける以外は、任務遂行に対する報酬を受けない。

第4条 年次会合及び選挙

第1項 年次会合

- (a) 年次会合は、ライオンズ年次国際大会中に開かれ、その際に、必要な業務処理をすべて行い、次期役員を選出する。
- (b) 年次会合は、本会則及びロバート議事規則に従って進行される。
- (c) 次の年次大会までの間に生じる事項については理事会が郵便で採決することができる。

第2項 役員選挙

- (a) 役員選挙は、本条1項aに定められる年次会合で行われる。
- (b) 第5条1項aに定められる指名委員会が、選挙される役員の候補者リストを提出し、指名を行う。会合の席上からも、更なる候補者の指名を求める。会場からの候補者の指名がなかった場合には、委員会により指名された役員を発声投票で選ぶことができる。一つの役職に対して複数の候補者がいる場合には、議長が候補者の退場を要請し、起立投票を行うことができる。候補者が当選するには、過半数の票を得なければならない。

第5条 委員会

第1項 常設委員会。会長は、選挙の後できるだけ早く、下記の委員会を任命する。

- (a) 指名委員会。指名委員会は、選出されるべき役員の候補者名簿を作成し、年次選挙の30日前までに幹事に提出する。年次会合で、会合に出席している会員に対しその名簿を提出する。この委員会の委員長又は任命された代理人は、リストに記載されている役員候補者名を読み上げた後、これらの候補者を指名推薦することを動議する。
- (b) 会員及び促進委員会。この委員会は、本クラブの会員増加及び活動促進に関する計画やアイデアを提案する。ライオンズ及びその家族間で切手収集の関心を高めるため、時折会長から要請される任務を遂行する。
- (c) カシエ委員会。この委員会は、ライオンズクラブ国際協会及び本クラブの活動に関連し、郵趣家としての会員の関心をそそるような特別カバーを促進する。そのような特別カバーのデザインの考案や選択、印刷、並びにカバーに消印を押してもらう手配などの任務を、会長の指示に従って遂行する。そのようなカバーの印刷回数、その経費、その他関係する問題について、会長と相談する。
- (d) 販売委員会。ライオンズ郵趣家用の用品販売プランを考案して促進し、用品を用意して、用品販売の情報を本クラブの会員に流す。新しい用品のリストを作成し、四半期ごとにライオンズ郵趣家機関紙に載せる。会長又は理事会による別の指示がない限り、本委員会は、本クラブ所有のガバー及び郵趣家用品すべての管理人となる。
- (e) 大会委員会。ライオンズ国際大会中に催される本クラブの行事の手配に責任を持つ。大会センターにブースを設けると共に、大会カバーに消印を押す特別郵便局を設け、ここで記念切手を販売する手配をする。この委員会は、カシエ委員会及び販売委員会と密接に協力する。

- (f) 編集委員会。本委員会は、クラブの機関誌及び会報の発行に責任を持つ。会長又は理事会が希望した場合には、本クラブ及びその活動に関するニュースを流すなど他の任務も遂行する。

第2項 特別委員会。会長は随時、本クラブの活動推進に向け年度中特定の任務を遂行する特別委員会を任命することができる。

第6条 会計年度

第1項 行政年度。選出役員は、本クラブの年次会合で選出され就任する。役員はこの日からそれぞれの職務を担い、次の年次会合での新役員選挙の後に、任務を終わらせる。

第2項 会計年度。会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。年次会合が6月30日よりも前に開かれた場合には、会計は暫定的な財務報告書をその会合で提出する。会計報告書は、ライオンズ郵趣家機関紙の9月号に掲載される。

第3項 LISCの会員名簿は、商業用又は金銭上の利益のために利用することはできない。これは、参考資料として同組織の会員だけが利用できるものである。この名簿、並びに要請されるその他の報告書が、毎年ライオンズクラブ国際協会に提出されなければならない。

第7条 地方支部

第1項 地区、又はその他の地理的区分、あるいは地元クラブが幹事に申請書を出し、本クラブ理事会の承認を受ければ、地方支部を組織することができる。この地方支部、その活動、並びにその会則及び付則がライオンズクラブ国際協会又は本クラブの会則にいかなる点においても抵触しないことを条件に、支部は会則及び付則を採用することができる。

第2項 申請書が検討されるには、LISC会員が10人いなければならない。

第3項 いかなる支部も、年次の全体会議で公表できるよう、幹事に年間報告書を提出しなければならない。

第8条 規定

第1項 会則改正。本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会が単独で改正することができる。また年次会合に出席している会員の3分の2の賛成投票をもって改正する

ことができるが、この場合、3月又は4月の国際理事会会議の30日前までに書面による改正案が、本クラブの理事会及び国際理事会に提出され、考察及び承認を受けることが条件である。

第2項 ライオンズクラブ国際協会の管轄。ライオンズ国際切手クラブは、ライオンズクラブ国際協会理事会によって設立され、その支配下におかれる。本会則の規定で、国際協会の会則及び付則又は国際理事会の方針に反するもの、あるいは国際理事会によって反するとみなされるものは、一切無効となり、いかなる効力も持たない。ライオンズ国際切手クラブの役員、理事、会員、支部、運営、活動はすべて、前記国際理事会のみの管轄下におかれ、同国際理事会は、ライオンズ国際切手クラブの役員、理事、理事会、会員、支部、会合の活動又は不活動をくつがえすことができる。

第3項 ライオンズ国際切手クラブ(LISC) 販売。LISCのブースで販売される品はいかなるものも、(1)販売用にLISCが製造したか購入したLISC用品でなければならない。LISCから具体的に許可を受けた場合を除き(例えば、モナークマートなど)、いかなる者も、LISCの名で、あるいはLISCに代わって、販売をすることはできない。郵趣家関係の品物又はその他の商品の販売を希望する者は、LISCとは全く関係なく、自分の責任及び経費負担で、又LISCの施設を使わずに、販売することができる。

第9条 解散

LISCの活動が停止される場合には、負債全額が支払われた後、残りの資金を全額ライオンズクラブ国際財団(LCIF)に寄付するよう、理事会は会計に指示する。

EXHIBIT E

ライオンズクラブ国際交換ピン・クラブ会則

第1条 名称及び目的

第1項 名称。本組織の名称をライオンズ国際交換ピン・クラブとする。

第2項 目的。本組織の目的は、ライオンズ会員間及びライオンズクラブ間においてライオンズ「交換」ピンの収集と交換の促進を計り、その結果、国際親善を通して国際的ライオニズムの一層の発展を計ることである。

第3項 交換。会員は大会及び郵便でピンを交換するが、いかなる場合にもピンを売買してはならない。ただし、この例外は理事会方針書第15章A項8項に定義されている。

第2条 会員

第1項 会員。本組織は、ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員で、規定の申込書を使って幹事に入会を申し込んだ者を、会員とする。理事会は、交換ピン・クラブの運営費用として任意の寄付金を会員に要請することができる。

第2項 会員カード。資金があるかぎり、毎年会員カードが会員に対して交付される。

第3項 退会及び除名

- (a) 本クラブの幹事に退会届を出せば、会員はいつでも退会できる。
- (b) ライオンズ「交換」ピンにかかわる手順等に関し、本クラブによって制定されライオンズクラブ国際協会に承認された規則に反する行為をした会員がいた場合、本クラブ理事会は過半数の投票でその会員を除名することができる。
- (c) 交換ピン・クラブ会員がライオンズクラブのグッドスタンディング会員でなくなった場合には、自動的に交換ピン・クラブからも除名される。

第3条 役員及び理事会

第1項 選出役員

- (a) 本クラブの選出役員は、会長、副会長、幹事、会計、並びに6人の理事とする。これらの選出役員及び理事のほか、前会長が理事会を構成する。
- (b) 理事以外の選出役員は、辞任又は本条4項に従って解任されない限り、1年任期を務める。

- (c) 6人の理事は理事会のメンバーを務める。毎年3人の理事が選挙され、その任期は2年間とする。本クラブ結成の最初の年には、三人の理事が1年任期で選ばれる。辞任又は解任によって1年目理事職に空席が生じた場合には、1年間だけの任期で役を務める代わりの理事が、次の年次会合で選出される。
- (d) いかなる役員又は理事も、続けて2回までしか、それぞれの役職を務めることはできない。

第2項 役員の任務

- (a) **会長。**会長は本クラブを総体的に監督する権限をもち、職権上すべての委員会のメンバーとなる。会長は、必要に応じて又は権限を与えられている場合に、すべての任命を行う。本会則により委ねられているすべての任務を遂行する。クラブの年次会議、及び年次会議の合間に理事会会議が開かれる場合にはそのいかなる会議においても議長を務める。
- (b) **副会長。**副会長は、本クラブの運営において会長を補佐する。会長が不在の場合、あるいは任務を遂行できない場合には、副会長が会長のすべての任務を代行する。また、会長から随時割り当てられる他の任務を遂行する。
- (c) **幹事。**幹事は、クラブの会合及び理事会会議の記録を正確に取り、適宜議事録を作成して永続的に保管するほか、クラブの会員について詳細にわたる最新の記録も保管する。更に、クラブの役員及び理事会メンバーに伝えるべきすべての情報を郵便で送り、ここに規定されていないその他気づいた事項についても、会長に伝達する。集めた資金はすべて、速やかに報告し、クラブ口座への入金のため、会計に渡す。
- (d) **会計。**会計は本クラブのすべての資金を管理し、クラブの財政状況を、会長及び幹事、並びにライオンズクラブ国際協会に対し四半期ごとに報告する。資金はすべて銀行の口座に直ちに預金する。かかる銀行口座は会計が指定できるが理事会に承認されなければならない。会長又は幹事の文書による承認を得て、あるいは支出が予算に組み立てられており、年次会合で出席会員の過半数の承認を受けている場合には直接、クラブの負債をすべて支払う。理事会から要求された場合には、理事会が定める額の保証金を出す。
- (e) **理事。**理事会は、交換ピン・クラブ年次大会の際に、並びにクラブ会長の裁量により、あるいは3人の理事の文書による要請に従って、会長指定の日時及び場所で開催を開く。いかなる理事会会議においても、定足数とは理事会メンバーの過半数を指し、定足数を満たしたいかなる理事会会議においても出席理事の過半数の決議は、理事会の決議となる。

本会則に定められる権限の下に理事会は、
会議を開かずに、全理事会メンバーの署名付きの文書にていかなる決議も

下すことができる。

第3項 前会長。前会長は職権により理事会のメンバーとみなされ、採決の結果が可否同数の場合に投票権を持つ。

第4項 役員解任と交代。

- (a) 過失、本条2項に規定されている任務の不履行又は本会則7条に定められている規定に反する行為を理由に、理事会は過半数の賛成投票によっていかなる役員も解任することができる。
- (b) 会長の解任、死亡、辞任のいずれかが生じた場合、副会長が会長に昇格する。
- (c) 副会長、幹事、会計、理事のいずれかが解任、死亡又は辞任した場合、理事会が、残る任期を務める後任者を任命する。

第5項 報酬。いかなる役員又は理事も、その任務遂行に対して報酬を受けない。郵便、電話、便箋等の承認された妥当な運営経費については払戻しを受けることができる。

第4条 年次会合及び選挙

第1項 年次会合

- (a) 年次会合は、ライオンズ国際大会開催時及び開催場所で開かれ、その際に、必要な業務処理をすべて行い、次期役員及び理事を選出する。
- (b) 年次会合は、改訂版ロバート議事規則に従って進行される。

第2項 役員選挙

- (a) 役員選挙は、本条1項aに定められる年次会合で行われる。
- (b) 第5条1項aに定められる指名委員会が、選挙される役員候補者を指名する。会合の席上からも、更なる候補者の指名を求める。会場からの候補者の指名がなかった場合には、本委員会により指名された役員及び理事を発声投票で選ぶことができる。一つの役職に対して複数の候補者がいる場合には、議長は起立投票又は書面による投票を求めることができる。各役職について、会合に出席しているクラブ会員の過半数の票を得た候補者が当選する。

第5条 委員会

第1項 常設委員会。会長は、選挙の後できるだけ早く、下記の委員会を任命する。

- (a) 指名委員会。指名委員会は、選出されるべき役員及び理事の候補者名簿を作成し、年次選挙の45日前までにクラブ幹事に提出する。クラブ幹事は、年次会合開催案内を送付する際に、選ばれた候補者名を各クラブ会員に通知する。これは、会合が開催される30日前までに行われなければならない。

年次会合において、出席している会員に対しこの役員及び理事候補者名簿が提示される。この委員会の委員長又は任命された代理人は、候補者名を読み上げた後、それらの者を各役職を務める候補者として指名することを動議する。

- (b) 大会委員会。ライオンズ国際大会中に催される本クラブの行事の手配に責任を持つ。本クラブの年次会合を開き、役員及び理事の選挙を行うのに適当な場所を手配する。
- (c) 編集委員会。この委員会は、公式のクラブ会報発行に責任を持つ。会長又は理事会が希望する場合には、クラブ及びクラブの活動に関する情報発表など他の任務も割当てられることもある。
- (d) 会員バッジ委員会。この委員会は、クラブ会員のために会員バッジをデザインし、ライオンズクラブ国際協会から調達する責任を持つ。バッジのデザインに関しては、ライオンズクラブ国際協会の国際理事会から文書による承認を得なければならず、承認されたバッジは永久的なものとなる。新しいバッジの発行には、ライオンズクラブ国際協会理事会の承認を必要とする。
- (e) 特別委員会。必要に応じて会長は、特別な任務を遂行する委員会を任命することができる。

第6条 会計年度

第1項 行政年度。選出役員及び理事は、ライオンズ国際大会中に開かれる年次会合で選出されて就任する。役員及び理事は、この日をもってそれぞれの任務を始め、次の年次会合で新しい役員が選出された際に、任務を終わらせる。

第2項 会計年度。会計年度は、7月1日から次の年の6月30日とする。クラブ会計は、詳細な年間財務報告書を年次会合で提出する。この報告書はライオンズクラブ国際協会に提出されると共に、ライオンズ国際大会後、本クラブ会員に送られる会報第1号に掲載されなければならない。

第7条 規定

第1項 会則改正。本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議だけで改正することができるし、あるいは、年次会合に出席している本クラブ会員の過半数投票で改正することができる。ただし、改正案が年次会合の少なくとも30日前までに文書で各クラブ会員に提出されており、ライオンズクラブ国際協会理事会がその改正を承認することを条件とする。

第2項 本会則に対する権限。本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議によって改正することができる。本会則の規定で、国際協会の会則及び付則又は同協会の

国際理事会の方針に反するもの、あるいは同国際理事会によって反するとみなされるものは、一切無効となり、いかなる効力も持たない。ライオンズ国際交換ピン・クラブの役員、理事、会員、その運営及び活動のすべては、前述国際理事会のみの管轄下におかれ、同国際理事会は、ライオンズ国際ピン・クラブのいかなる役員、理事、理事会、会員、会合の活動又は不活動をも覆すことができる。

第3項 会員の品行

- (a) 各会員は、常に本クラブ会則上の規定を守り、道徳的かつ礼儀正しく、誠意をもってライオンズ交換ピン活動を行う必要がある。
- (b) ピン1個に対して2個又は3個など、不当な交換をライオン又はその家族に要求することは、ライオンズ国際交換ピン・クラブの信条に反することである。
- (c) いかなるクラブ会員も、新しく製造された交換ピンをその地区又はクラブの会員が交換のために買う場合以外は、ライオンズ交換ピンを売ることはいできない。会員が自分の地区又はクラブのピンを買う場合の値段は、送料、関税、ロイヤルティなど、ピンの実費価格でなければならない。
- (d) いかなる会員も、交換ピンを複製してはならない。

第4項 **ライオンズ交換ピンのデザイン、注文、製造。** 交換ピンのデザイン、注文、及び／又は製造に関わるいかなるクラブ会員も、このようなピンの調達においてライオンズクラブ国際協会理事会が定める条件を満たさなければならない。この条件は、交換ピンにライオンズ紋章を使うことに関して、ライオンズクラブ国際協会が定める規定が守られていることを確認するためにある。

第8条 解散

ライオンズ国際交換ピン・クラブの活動が停止される場合には、クラブの負債をすべてを支払った後、残りの資金を全額ライオンズクラブ国際財団（LCIF）に寄付するよう、理事会は同クラブの会計に指示する。

EXHIBIT F

ライオンズ国際貨幣クラブ 会則及び付則

(1987年7月1日) (1988年9月7日)

第1条 名称及び目的

第1項 名称。本組織の名称は、ライオンズ国際貨幣クラブとする。

第2項 目的。本組織の目的は、ライオンズ、ライオネス、レオ及びその家族の間で、貨幣収集の趣味を促進し、国際親善を通して国際的ライオニズムの強化を図ることにある。

第2条 会員

第1項 会員。ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員で、所属クラブの幹事によって会員証明を受けた者は誰でも、本組織の会員になれる。入会申込書は、1年分の会費を添えて、本クラブの幹事に提出する。

第2項 準会員

- (a) グッドスタンディングのライオンズ会員の近親者は誰でも、年間会費を添えて申込書を提出すれば、準会員になることができる。
- (b) ライオネスクラブ又はレオクラブのグッドスタンディングの会員は、スポンサー・ライオンズクラブの幹事から会員証明を受け、1年分の会費を添えて申し込むことにより、準会員になることができる。

第3項 名誉会員

- (a) 理事会はいつでも、年次会合出席会員の過半数の投票による承認があれば、本クラブの役員を名誉終身会員にすることができるし、妥当である場合には、前職礼遇の栄誉を授けることもできる。さらにその役員を、投票権付き又は投票権なしで、理事会の終身メンバーとすることもできる。
- (b) 理事会はいつでも、年次会合出席会員の過半数の投票による承認があれば、元会長及び元幹事の寡婦／寡夫を、名誉終身会員にすることができる。
- (c) 名誉終身会員は、会費を払う必要がない。
- (d) 投票権を持つ名誉理事会メンバーは、一度に2人を超えてはならない。このような地位は普通、役員を務め、クラブのために長い間著しい働きをした会員に与えられる。
- (e) 名誉会員は、ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でない限り、投票権は持たず、役職に就くこともできない。

第4項 **終身会員**。申込み及び75ドルの支払いがあった場合、会長は理事会の承認のもとに、ライオンズ国際貨幣クラブに少なくとも10年間在籍している会員を、終身会員にすることができる。これ以上の会費の支払いは必要とされない。ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員である終身会員だけが、投票権を持ち、役職に就くことができる。

第5項 **会員カード**。各会員及び準会員には、会費が納入されると会員カードが交付される。そのカードには、入会年月日が記入されるものとする。

第6項 **退会及び除名**。

- (a) 本クラブの幹事宛に文書による退会届を提出すれば、会員又は準会員はいつでも退会することができる。
- (b) 会費支払い期日経過後90日以内に会費を支払わなかった会員又は準会員は、自動的に除名される。
- (c) 貨幣収集家の間で一般に認められている慣行に沿わない言動、あるいは、本クラブ又はライオンズクラブ国際協会の規則に対する違反があった場合、理事会の過半数の賛成投票によって、いかなる会員又は準会員をも除名することができる。
- (d) ライオンではなくなった会員は、その会員の名の下に準会員となっている者と共に、自動的に除名される。

第7項 **会費**。

- (a) 本クラブの年間会費は、年次会合に出席している会員の過半数の賛成投票によって定められる。この金額は、郵便代、クラブ会報代、妥当な運営経費をまかなう額とする。
- (b) 海外の会員には、クラブ会報を航空便で送るための年間費用に相当する金額が、追加に課せられる。
- (c) 会員及び準会員は、毎年7月1日までに会費を納入する。

第3条 役員及び理事会

第1項 **選出役員**。

- (a) 本クラブの選出役員は、会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長、幹事、会計、並びに4人の理事とする。
- (b) 理事以外の選出役員の任期は、辞任するか、又は本条4項に従って解任されない限り、1年とする。
- (c) 理事会には4人の理事をおく。かかる理事は毎年選挙で選ばれ、その任期は2年とする。辞任又は解任によって1年目理事職に空席が生じた場合には、1年間だけの任期で役を務める代わりの理事が、次の年次会合で選出される。

第2項 **役員の仕事**

- (a) **会長。**会長は、クラブの全事項に関して、一般に指導監督の権限を持ち、職権上すべての委員会のメンバーとなる。本会則に定められているすべての任命を行うとともに、必要に応じ、あるいは権限を与えられた場合にはその他の任命も行う。会長は、本会則で指定されるすべての任務を遂行する。クラブの年次会議又は年次会議の合間に開かれる理事会のいかなる会議においても、議長を務める。
- (b) **副会長。**第一副会長、第二副会長、第三副会長は、クラブ運営において会長を補佐する。会長が不在の場合、あるいは任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従って会長のすべての任務を代行する。また、会長から随時割り当てられる他の任務を遂行する。
- (c) **幹事。**幹事は、クラブの会合並びに理事会会議の正確な記録をとり、永久に保管する。また、クラブ会員の記録も管理する。更に、クラブ役員及び理事会に伝える必要のある事項をすべて郵送し、幹事の元に届く事項で、本会則に規定されていない事項については全て、会長と相談する。幹事が集めた資金のいかなるものも、クラブの口座に預金するべく、会計に引渡す。
- (d) **会計。**会計はクラブの全資金を管理し、会費をすべて徴収する。クラブの財務報告書を四半期ごとに作成し、会長と幹事に提出する。資金はすべて銀行に預金する。かかる銀行は会計が指定できるが理事会に承認されなければならない。会計は、会長又は幹事の文書による承認があった場合、あるいは経費が予算に組み入れ、年次会合出席会員の過半数によって承認された場合に、クラブの負債を全て支払う。理事会から要求された場合には、理事会が定める額の保証金を積む。
- (e) **理事。**理事会の採決を必要とするすべての事項に対して、理事は投票権を持つ。理事は会長から時折任務を割り当てられることもある。
- (f) 会長は、年次会議の合間、他の役員及び理事の補佐を受けてライオンズ国際貨幣クラブの全ての事項に関して、措置を発案・履行し、管理運営に当たる権限を持つ。

第3項 **前会長。**前会長は職権により理事会のメンバーとみなされ、採決の結果が可否同数の場合に投票権を持つ。

第4項 **役員**の解任と交代。

- (a) 本条2項に定められる任務を怠慢した又は遂行しなかった役員はいかなる者も、理事会が過半数の賛成投票をもって解任することができる。
- (b) 会長又は副会長が解任されたか辞任した場合、副会長が全員、順位に従って昇格する。
- (c) 幹事、会計、あるいは理事が解任されたか辞任した場合には、理事会の承認のもとに会長が後継者を任命することができる。その任期は年度末に終了するものとする。

第5項 報酬。幹事を除くいかなる役員も、正式に承認された運営経費の返済を受ける以外は、任務遂行に対する報酬を受けない。

第4条 年次会合及び選挙

第1項 年次会合。

- (a) 年次会合はライオンズ国際大会中に開かれ、その際、必要な運營業務をすべて処理し、次期役員を選出する。この外に、アメリカ貨幣収集家協会の年次大会に併せて、年に少なくとも1回会合を開く。理事会は、その他の会合を承認することもできる。
- (b) 全ての会合は、本会則及びロバート議事規則に従って進行される。
- (c) 次の年次大会までの間に生じる事項については理事会が郵便で票決することができる。

第2項 役員選挙。

- (a) 役員選挙は、本条1項aに定められる年次会合で行われる。
- (b) 第5条1項aに定められる指名委員会が、選挙される役員の候補者リストを提出し、指名を行う。会合の席上からも、更なる候補者の指名を求める。会場からの候補者の指名がなかった場合には、委員会により指名された役員を発声投票で選ぶことができる。一つの役職に対して複数の候補者がいる場合には、議長が候補者の退場を要請し、起立投票を行うことができる。候補者が当選するには、過半数の票を得なければならない。

第5条 委員会

第1項 常設委員会。会長は、選挙の後できるだけ早く、下記の委員会を任命しなければならない。

- (a) 指名委員会。指名委員会は、選出されるべき役員の候補者名簿を作成し、年次選挙の30日前までに幹事に提出する。年次会合で、会合に出席している会員に対しその名簿を提出する。この委員会の委員長又は任命された代理人は、名簿に記載されている役員候補者名を読み上げた後、これらの候補者を指名推薦することを動議する。
- (b) 会員及び促進委員会。この委員会は、本クラブの会員増加及び活動促進に関する計画やアイデアを提案する。会長から時折要請される任務を遂行する。その任務とは、ライオンズ及びその家族の間で貨幣収集の関心を高め推進することである。

- (c) **メダル委員会。**本委員会は、ライオンズクラブ国際協会及び本クラブの活動に関連し、貨幣収集の上で会員達が関心を寄せる特別なメダルを促進する。そのようなメダルのデザイン、またはデザインの選択、鋳造、販売及び配布の手配等の任務を、会長の指示に従って遂行する。本委員会は、鋳造するメダルの数、コスト、その他の関係事項について会長と相談しなければならない。
- (d) **大会委員会。**本委員会は、ライオンズクラブ国際大会国際大会中に催される本クラブの行事の手配に責任を持つ。また、メダルを展示し、ライオンズ国際貨幣クラブに関する情報を提供するブースを、大会センターに設置する手配をする。
- (e) **編集委員会。**本委員会は、クラブの機関誌及び会報の発行に責任を持つ。会長又は理事会が希望した場合には、本クラブ及びその活動に関するニュースを流すなど他の任務も遂行する。

第2項 **特別委員会。**会長は随時、本クラブの活動推進に向け年度中特定の任務を遂行する特別委員会を任命することができる。

第6条 会計年度

第1項 **行政年度。**選出役員は、ライオンズ国際大会及び本クラブの年次会合で、正式に選出され就任する。役員はこの日からそれぞれの任務を担い、次の年次会合での新役員選挙の後に、その任務は終了する。

第2項 **会計年度。**会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。年次会合が6月30日よりも前に開かれた場合には、会計は暫定的な財務報告書をその会合で提出する。会計報告書は、クラブ会報9月号に掲載されなければならない。

第7条 地方支部

第1項 地区、又はその他の地理的区分、あるいは地元クラブが本クラブの幹事に申請書を出し、本クラブ及びライオンズクラブ国際協会の理事会の承認を受ければ、地方支部を組織することができる。このような地方支部は会則及び付則を採用することができるが、かかる地方支部、その活動、並びにその会則及び付則が、ライオンズクラブ国際協会又は本クラブの会則にいかなる点においても抵触しないことが条件である。

第2項 ライオンズ国際貨幣クラブ会員が10人いなければ、申請は考慮されない。

第8条 規定

第1項 **会則改正。**本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議のみにより、あるいは、年次会合に出席している会員の過半数の賛成投票により、改正することができる。ただし、後者の場合、同年次会合の少なくとも30日前までに書面による改正案

が各会員に提出され、かつライオンズクラブ国際協会理事会がその改正案を承認することを条件とする。本会則に対するいかなる改正案又は改訂案も、ライオンズ国際貨幣クラブの会員に提出される前に、国際本部に提出して承認を受けなければならない。

第2項 ライオンズクラブ国際協会の管轄。ライオンズ国際貨幣クラブは、ライオンズクラブ国際協会理事会によって設立されたものであり、その監督下におかれる。本会則の規定で、国際協会の会則及び付則又は国際理事会の方針に反するもの、あるいは国際理事会によって反するとみなされるものは、一切無効となり、いかなる効力も持たない。ライオンズ国際貨幣クラブの役員、理事、会員、支部、運営、活動はすべて、前記国際理事会の監督を受け、同国際理事会のみの管轄下におかれるものとし、同国際理事会は、ライオンズ国際貨幣クラブのいかなる役員、理事、理事会、会員、支部、会合の決断をも無効とすることができる。

第3項 ライオンズ国際貨幣クラブによる販売。国際大会開催中ライオンズ国際貨幣クラブのブースで販売される物品はいかなるものも、販売用にライオンズ国際貨幣クラブが製造したか入手したライオンズ国際貨幣用品でなければならない。ライオンズ国際貨幣クラブから明確に許可された場合を除き、いかなる者も、ライオンズ国際貨幣の名で、あるいはライオンズ国際貨幣クラブに代わって、販売をすることはできない。貨幣その他の物品をライオンズ国際貨幣クラブの会員に販売することを希望する者は誰でも、国際貨幣クラブには一切関係せず、完全に自らの責任及び経費で、またライオンズ国際貨幣クラブの施設を使わずに、販売することができる。

第9条 解散

ライオンズ国際貨幣クラブの活動が停止される場合には、理事会は、クラブの負債をすべて支払った後、残った資金を全額ライオンズクラブ国際財団（LCIF）に寄付するよう、会計に指示する。

EXHIBIT G

ライオンズクラブ国際 インターネットクラブ会則

第1条 名称及び目的

第1項 名称。本組織の名称は、ライオンズ国際インターネットクラブとする。

第2項 目的。本組織の目的は、特にインターネットを介してライオンズ及び地域社会での国際親善と親睦を通じて国際的ライオニズムの強化を図ることにある。

第2条 会員

第1項 会員。ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、本組織のメンバーになることができる。そのような会員であることは、所属クラブの幹事が証明しなければならない。

第2項 準会員。ライオネスクラブ又はレオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、スポンサーのライオンズクラブの証明を受けて、準会員になることができる。

第3項 退会及び除名。

- (a) 本クラブの幹事に書面による退会届を提出すれば、会員はいつでも退会することができる。
- (b) それぞれの所属クラブでグッドスタンディングのライオン、ライオネス、又はレオでなくなった会員は誰でも、本クラブから自動的に除名される。
- (c) 本クラブ及び (又は)ライオンズクラブ国際協会が定めた基準に沿わない言動があった場合、本組織理事会の3分の2の投票によって、いかなる会員も除名することができる。

第4項 会費。

- (a) 本組織の運営経費に充てるため、年次会合に出席している会員の過半数の投票によって定められる年間会費が、各会員に課せられる。
- (b) 会員及び準会員の会費は、毎年7月1日までに納められなければならない。

第3条 役員及び理事会

第1項 本クラブの選出役員は、会長、副会長、幹事、会計、並びに6人の理事とする。更に、選出された役員及び理事をもって理事会が構成される。

第2項 理事以外の選出役員の任期は、辞任するか、又は本条6項に従って解任されない限り、1年とする。

第3項 毎年3人の理事が選挙され、その任期は2年とする。クラブ発足最初の年には、3人の理事が1年任期で選ばれ、3人の理事が2年任期で選ばれる。

第4項

- (a) 役職に空席が生じた場合には、本組織の理事会が残る任期のために、その役職を補充することができる。
- (b) 妥当な理由があれば、本組織理事会の3分の2の投票で、いかなる役員をも解任することができる。

第5項 各役員の任期は、年次会合での就任式をもって開始し、後継者が選出されて就任した際に終了する。

第6項 いかなる役員又は理事も、正式に承認された運営上の経費の支払いを受ける以外、任務遂行に対する報酬を受けない。

第7項 いかなる役員又は理事も、2回を超えて連続で任期を務めることはできない。

第4条 役員の仕事

第1項 **会長**。会長は、本組織の事項に関して、一般に指導監督の権限を持ち、職権上すべての委員会のメンバーとなる。本組織の年次会合及び理事会会議が開催された際にはそのいかなる会議においても、議長を務める。

第2項 **副会長**。副会長は、本クラブの運営において会長を補佐する。会長が不在の場合には、副会長が会長のすべての仕事を代行する。また、会長から随時割り当てられる他の仕事を遂行する。

第3項 **幹事**。幹事は、本組織の会合の正確な記録を取り、永久に保管するとともに、クラブ会員の記録を維持する。

第4項 **会計**。会計は本組織の金銭に関して一般的な責任を持ち、会費を徴収する。本組織の財務状況は四半期ごとに理事会に報告する。また、理事会が指定する銀行に、すべての金銭を預金する。会計は、理事会の指示に従って、あるいは年間予算に組み込まれている予算に従って、クラブに対する請求額及び負債をすべて支払う。理事会に要求された場合には、理事会が指定する額の保証金を積む。

第5項 **理事**。理事は、理事会の票決を必要とするすべての事項に対して投票権を持つ。更に、会長から時折その他の仕事を割り当てられることもある。

第5条

年次会合及び選挙

第1項 年次会合。

- (a) 年次会合はライオンズクラブ国際大会中に開かれ、その際に必要な運営業務を全て処理し、次期役員を選出する。
- (b) 次の年次会合までの間に理事会の決議を必要とする事項が生じた場合には、理事会の選択に基づき、電子メールその他のテレコミュニケーション法、あるいは普通の郵便による票決で処理することができる。

第2項 役員選挙。役員選挙は、下記の手順に従って、年次会合で行われる。

- (a) 指名委員会は、年次会合において選挙により選ばれる種々役職の候補者名を提出して指名推薦する。このほかに、会場の席上からも指名推薦をすることができる。追加の指名推薦がない場合には、会長が指名推薦締切りを宣言する。
- (b) 選挙は、出席している投票権保有者による記入式の無記名投票により行われなければならない。当選には、単純過半数の得票が必要である。候補者が一人だけの場合には、発声投票で決めることができる。

第6条 委員会

第1項 会長は、選挙の後できるだけ早く、下記の委員会を任命する。

- (a) 指名委員会。指名委員会は、選挙される役員及び理事の候補者を選び、そのリストを年次会合の60日前までに幹事に提出する。幹事は、年次会合の通知を出す際に、これら候補者の氏名を各会員に伝える。
- (b) 会員及び促進委員会。この委員会は、本クラブの活動及び会員増加を促進する計画又は案を提出する。
- (c) 大会委員会。年次会合中に催される行事の手配に責任を持つ。

第7条 会計年度

本組織の会計年度は、毎年7月1日から6月30日までとする。

第8条 基準

第1項 本組織のいかなる会員も、私的、政治的、営利的、その他の野心のために、会員であることを利用してはならない。また、組織全体としても本組織の目的に反する運動に参加してはならない。

第2項 ライオンズクラブ国際会則及び付則第12条4項に厳密に従わない限り、本組織の会員、あるいは地域社会から、いかなる資金をも要請することができない。

第3項 ライオンズクラブ国際協会の管轄。本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議によって改正することができる。本会則の規定で、ライオンズクラブ国際協会の会則及び付則又は国際理事会の方針に反するもの、あるいは国際理事会によって反するとみなされるものは、一切無効となり、いかなる効力も持たない。ライオンズクラブ国際インターネットクラブの役員、理事、会員、運営、活動はすべて、完全にこの国際理事会の監督及び管轄下に置かれる。

第4項 本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の決議で、あるいは年次会合に出席しているクラブ会員の3分の2の投票で、改正することができるが、会員の投票による改正は、その後に国際理事会の決議で批准されなければならない。かかる改正は、国際理事会が批准するまで、発効しない。

第9条 解散

本組織の活動が停止される場合には、理事会は、クラブの負債をすべて支払った後残った資金を全額、ライオンズクラブ国際財団（LCIF）等、広く認識されている慈善団体に寄付するよう、本組織の会計に指示する。